## 塩谷町地域防災計画

第2部 災害応急対策編

【第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策】

塩谷町防災会議

### 目 次

第1章	水害•台風、竜巻等風害•雪害応急対策	
第1節	活動体制の確立	
第1	町の活動体制	
第2	注意体制	
第3	警戒体制	
第4	非常配備体制	
第5	町及び防災関係機関の活動体制	
第6	現地災害対策本部	
第7	業務継続性の確保	
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	
第1	情報収集伝達体制	
第2	警戒情報等の伝達	
第3	被害状況等の情報収集	
第4	被害状況の報告	
第5	通信手段の種類	
第6	通信施設の利用方法	
第7	通信施設の応急復旧	
第8	放送要請	
第3節	災害拡大防止活動	
第1	監視、警戒	
第2	浸水被害の拡大防止	
第3	土砂災害の拡大防止	
第4	風倒木等対策	
第4節	相互応援協力・応援、派遣要請	
第1	相互応援協力	
第2	ライフライン関係機関との連携	
第3	自衛隊派遣要請	
第5節	災害救助法の適用	
第1	災害救助法の適用基準	
第2	災害救助法の適用手続	
第3	災害救助法に基づく救助の種類	
第4	災害救助法に基づく救助の実施	
第6節	避難対策	
第1	実施体制	

第2	警戒レベルを用いた避難備・高齢者等避難は、避難活、避難行、緊急)の発令	風-36
第3	警戒区域の設定	風-41
第4	避難勧告等の周知・誘導	風-42
第5	指定避難所の開設、運営	風-43
第6	要配慮者等への生活支援	風-46
第7	こころのケア対策	風-48
第8	避難所外避難者対策	風-48
第9	帰宅困難者対策	風-48
第10	広域避難	風-49
第11	避難計画の作成	風-50
第12	被災者台帳の作成	風-50
第13	災害救助法による実施基準	風-52
第6の2	2節 広域一時滞在対策	風-53
第1	制度概要	風-53
第2	県内市町における一時滞在	風-53
第3	県外における一時滞在	風-54
第4	他都道府県からの協議	風-55
第5	費用負担	風-55
第7節	救急•救助活動	風-56
第1	住民及び自主防災組織の活動	風-56
第2	町、塩谷広域行政事務組合消防本部の活動	風-57
第3	県消防防災ヘリコプターの活用	風-57
第4	消防相互応援等	風-58
第5	消防、警察、自衛隊との連携	風-60
第6	災害救助法による実施基準	風-60
第8節	医療・救護活動	風-61
第1	実施体制	
第2	医療•救護活動	風-61
第3	救護所の設置	
第4	医薬品等の確保	風-62
第5	医療施設の応急復旧	風-62
第6	災害救助法による実施基準	風-62
第9節	緊急輸送活動	風-64
第1	実施体制	
第2	緊急輸送	
第3	緊急輸送体制の確立	
第4	交通対策	
第5	災害救助法による輸送基準	

第10節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	
第1	基本方針	
第2	給食	
第3	給水	
第4	生活必需品等の供給	
第11節	農地•農林業用施設等対策	
第1	実施体制	
第2	家畜伝染性疾病予防体制	
第3	農地・農林業用施設等の応急対策	
第12節	保健衛生活動	
第1	感染症対策	
第2	食品衛生の監視	
第3	保健対策	
第4	資器材の備蓄、調達	
第5	動物取扱対策	
第13節	遺体の捜索・処置・埋葬	
第1	遺体の捜索	
第2	遺体の処置、収容及び検案(検視)	
第3	遺体の埋葬等	
第14節	障害物等除去活動	風-88
第14節 第1	障害物等除去活動 住居内障害物の除去	
第1	住居内障害物の除去	
第1 第2	住居内障害物の除去	風-88 風-89 風-89
第1 第2 第3	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去	風-88 風-89 風-89 風-89
第1 第2 第3 第4	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保	風-88 風-89 風-89 風-89
第1 第2 第3 第4 第5	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動	風-88 風-89 風-89 風-89 風-89
第1 第2 第3 第4 第5	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動 廃棄物処理活動	風-88 風-89 風-89 風-89 風-89 風-91
第1 第2 第3 第4 第5 第15節	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動 廃棄物処理活動	風-88 風-89 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動 廃棄物処理活動 ごみやがれきの処理	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動 廃棄物処理活動 ごみやがれきの処理 し尿処理 廃棄物処理の特例	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94 風-94 風-94
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動 廃棄物処理活動 ごみやがれきの処理 し尿処理 を乗物処理の特例 文教施設等応急対策	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94 風-94 風-96 風-96
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 6 1 1	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動 廃棄物処理活動 ごみやがれきの処理 し尿処理 廃棄物処理の特例 文教施設等応急対策 応急教育の実施体制	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94 風-94 風-94 風-96 風-96
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動  廃棄物処理活動  ごみやがれきの処理  し尿処理  廃棄物処理の特例  文教施設等応急対策  応急教育の実施体制  応急時の教育の実施	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94 風-94 風-96 風-96 風-97
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動  廃棄物処理活動  ごみやがれきの処理  し尿処理  廃棄物処理の特例  文教施設等応急対策  応急教育の実施体制  応急時の教育の実施  防災拠点としての役割	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94 風-94 風-96 風-96 風-97 風-97
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	住居内障害物の除去	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94 風-94 風-94 風-96 風-96 風-97 風-97 風-97
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	住居内障害物の除去 河川の障害物の除去 道路の障害物の除去 障害物集積所の確保 除雪活動 廃棄物処理活動 ごみやがれきの処理 し尿処理 廃棄物処理の特例 文教施設等応急対策 応急教育の実施体制 応急時の教育の実施 防災拠点としての役割 学用品の調達・給与 文化財の保護 社会教育施設における応急対策	風-88 風-89 風-89 風-89 風-91 風-91 風-94 風-94 風-96 風-96 風-97 風-97 風-97

第2	公営住宅等の一時供給	
第3	応急仮設住宅の供給	
第4	被災住宅の応急修理	
第5	民間賃貸住宅に関する情報の提供	
第18節	労務供給対策	
第1	労務供給計画	
第2	災害救助法を適用した場合の要員の確保	
第19節	公共施設等応急対策	
第1	輸送関係施設の対策	
第2	ライフライン関係施設の対策	
第3	河川管理施設等の対策	
第20節	危険物施設等応急対策	
第1	活動体制の確立	風-110
第2	情報の収集・伝達	風-110
第3	石油類等危険物事故応急対策	
第4	ガス事故応急対策	
第5	火薬類事故応急対策	
第6	毒物 • 劇物事故応急対策	
第21節	広報活動	風-116
第1	広報活動内容	
第2	町の広報活動	
第3	町から地域住民に対する広報活動	
第4	その他の機関の広報活動	
第22節	自発的支援の受入	
第1	ボランティアの受入・活動支援	
第2	義援物資・義援金の受入・配分	
第23節	孤立集落支援対策	
第1	孤立実態の把握	風-122
第2	救出・救助活動の実施	
第3	通信体制の確保	
第4	食料等生活必需物資の輸送	
第5	道路の応急復旧	

### 第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策

#### 第1節 活動体制の確立

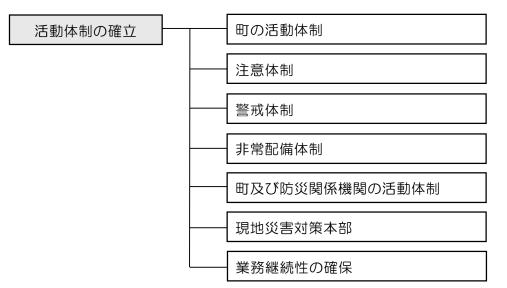
#### 【 実施機関 】

町	各班
関係機関	関係機関

#### 【 基本方針 】

町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期する。

#### 【施策及び手順】



#### 第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の配備体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、 災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。 総則

通編

復旧·復興

火山

応急対策

災 原子力

資料

	I
総則	
, , ,	I

井 予防 編

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

資料編

体制	災害の態様	警戒し	ノベル	体制の概要	動員対象職員	任務
注意体制	① 塩谷町に警報、注意報及び 気象情報が発表され、あるい は河川の水位が水防団待機水 位を超えるなど、災害の危険 性がある場合 ② 小規模な災害が発生した場 合	レベル3		小規模災害対策の実施	・総務課職員 (担当者のみ) ・各課の配備計 画による職員	・情報収集、伝達 ・小規模災害の応 急対策
警戒体制	① 塩谷町に警報、気象情報 (土砂災害警戒情報等)が発表され、あるいは河川の水位が氾濫注意水位を超えるなど、災害の危険性が増大した場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合 (台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)	レベ	:JV4		・総務課職員・各課の配備計画による職員	・災害警戒本部設置 ・情報収集、伝達・警戒活動・応急対策の実施・災害対策本部設置準備
第1非常配備	① 塩谷町に大雨、暴風、暴風 雪特別警報のいずれかが発表 された場合 ② 大規模な災害が発生するお それがある場合	※ 本部の 判断に よる	※ 本部の 判断に よる	災害でである 等でである では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に該当する職	・災害対策本部設置 ・災害情報の収集、伝達・関係各班要員を配備 ・応急対策の実施
第2非常配備	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	レベ	:ル3 :ル4 :ル5	災害と 君と を は る を は る を は き き き き き き き き き き き き き き き き き き	に該当する職 員(本部の応 急業務を担当 する各課、全	· ·

注1) 各班長等は、あらかじめ配備区分ごとの配備要員を定めておくこと。

#### 第2 注意体制

町は、町内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合、 又は災害が発生するおそれのある場合、注意体制をとる。総務班職員及び関係班職 員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の程度
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項

- (4) 必要に応じて関係班等への通報
- (5) 必要に応じて町長、総務班長等への報告
- (6) 災害応急対策(小規模)

#### 第3 警戒体制

町は、警戒体制をとった場合、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副町長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- 1 災害警戒本部の設置、解散の時期
  - (1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において、総務班長が必要と認めるとき

- ア 塩谷町に警報、気象情報(土砂災害警戒情報等)が発表され、あるいは河川の 水位が氾濫注意水位を超えるなど、災害の危険性が増大した場合。
- イ 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合(台風接近、集中 豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)。
- (2) 設置場所

災害警戒本部は、塩谷町役場内に設置する。町役場内に災害警戒本部を設置する ことができない場合は、災害警戒本部長の指定する場所に設置する。(当面の間、 日々輝学園高等学校(開桜館)とする。)

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア
  災害の発生するおそれがなくなったと災害警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと災害警戒本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。
- 2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。
- 3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、本計画に定めるところによる。

総則

共通編

**順** 

復旧

头 山

次·事故 | 震

災 — 原

学力

第1節 活動体制の確立

#### 4 代決者

災害警戒本部長(副町長)不在時等の意思決定は、総務課長が行うが、更に総務課長不在時等の場合、建設水道課長が意思決定を行う。

#### 第4 非常配備体制

町は、非常配備体制をとった場合、災害対策本部を設置し、次の災害対策業務を 実施する。

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### (1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において町長が必要と認めるとき。

- ア 塩谷町に大雨、暴風、暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合
- イ 大規模な災害が発生するおそれがある場合。
- ウ 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合。

#### (2) 設置場所

災害対策本部は、塩谷町役場内に設置する。激甚な災害のため、町役場内に災害 対策本部を設置することができない場合には、町長が指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の 各班に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

#### 2 防災関係機関等への通知

災害対策本部を設置したときは、町職員に周知徹底を図るとともに、速やかに次のうち必要と認める機関に通知する。

なお、閉鎖したときの通知は、設置したときに準じて行う。

総則

予防編

復旧・復

水害学

火山

火災・事故

震

災

原子力

災

#### 通知・公表する防災関係機関と通知・公表手段

通知•公表先	通知・公表の手段	担当
町職員	庁内放送、電話、携帯電話、口頭	総務班
県災害対策本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	11
隣接の市長	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	11
塩谷広域行政組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、携帯電話	11
矢板警察署	電話、連絡員	11
報道機関	文書、電話	広報班
一般住民	防災行政無線、広報車、ホームページ、電話、口頭	11

#### 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営、各班が行う事務は、資料編 第1 3(1)「災害対策本部事務分掌」に定めるところによる。

#### 4 非常配備時

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、全職員は直ちに登庁し、 それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。

#### 5 災害対策本部の運営

#### (1) 本部室の設置

ア 災害対策本部を設置した場合は、直ちに本部室を総務班又は本部長の指定する場所に置く。

イ 本部室には、「塩谷町災害対策本部」を標示する。

#### (2) 本部連絡員

ア本部室に、原則として本部連絡員を置く。

- イ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもって充て る。
- ウ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項、本部員会議での決定事項等を 各部の職員に伝達する。

#### (3) 本部員会議の開催

災害対策本部は、必要に応じて本部員会議を開催し、重要かつ緊急な防災措置に 関する協議を行う。

#### ア 構成

本部員会議は、本部長、副本部長(副町長及び教育長)及び本部員(各班の班長)をもって構成する。

#### イ 処理事項

本部員会議は、町の被害状況及び各班からの設置事項等の報告に基づき、町の 災害応急対策の基本方針をその立場で即決し、その決定事項に基づく防災活動の 実施に際して、関係部間の調整を十分に図る。 第1節 活動体制の確立

本部員会議で処理すべき事項は、次のとおりである。

#### 本部員会議で処理する事項

報告事項 (情報交換)	① 災害情報(本部に集中する情報) ② 各班の対策の措置事項
協議 事項	<ul> <li>① 災害応急対策の基本方針に関すること。</li> <li>② 動員・配備体制に関すること。</li> <li>③ 各班間の調整事項の指示に関すること。</li> <li>④ 自衛隊災害派遣要請に関すること。</li> <li>⑤ 現地災害対策本部に関すること。</li> <li>⑥ 国、県及び関係機関団体との連絡調整に関すること。</li> <li>⑦ 災害救助法適用申請に関すること。</li> <li>⑧ 他市町村への応援要請に関すること。</li> <li>⑨ その他</li> </ul>

#### 6 本部長の代決者

本部長(町長)不在時等の意思決定は、副町長、教育長、総務班長又は建設班長が行う。

#### 7 災害対策本部職員の標識

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、 所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標 旗を付す。

#### 8 関係機関等からの協力の求め

本部長(町長)は、町内域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- (1) 関係行政機関の長
- (2) 関係地方行政機関の長
- (3) 地方公共団体の長及びその他の執行機関
- (4) 指定公共機関
- (5) 指定地方公共機関
- (6) ボランティア団体又は各種団体の代表者等その他の関係者

#### 第5 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、あらかじめ定めておく。

予防編

復旧•復興

害等

火山

火災・事故

震災

原子力

#### 第6 現地災害対策本部

本部長は、町に局地的に相当規模の被害が発生した場合等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

#### 1 組 織

現地本部に現地本部長、副本部長及び現地本部員を置く。

- (1) 現地本部長及び副本部長は、本部員会議の構成員の内から本部長が指名する。
- (2) 現地本部員は、各班長が所属班員の内から指名する者をもって充てる。

#### 2 分担任務

- (1) 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。
- (2) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

#### 3 活動内容

現地本部が行う主要な活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関との連絡調整
- (2) 災害対策関係機関団体等に対する緊急指示
- (3) 現地視察等による被災状況の把握
- (4) その他災害対策に関する事務

#### 第7 業務継続性の確保

総務班は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、総務班は、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府)」に示されている重要6要素について定めておく。

総則

共通編

復興

復旧

И Ц

火災・事故 |

災

学力

震

資料源

#### 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

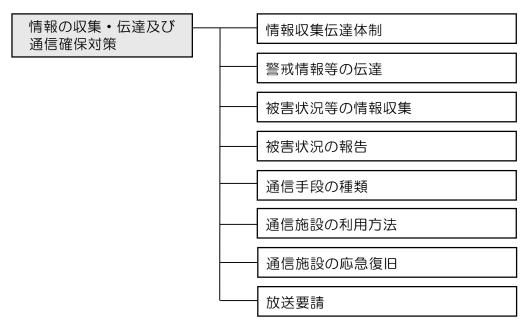
#### 【 実施機関 】

町	各班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、東日本電信電話(株)、東京電カパワーグリッド(株)、(ー社)栃木県建設業協会

#### 【基本方針】

町は、気象予警報、水防警報等を関係団体、住民に対し迅速に伝達できる体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

#### 【 施策及び手順 】



#### 第1 情報収集伝達体制

総務班は、災害発生時の情報の収集、伝達を迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員(町長、副町 長、教育長、総務班長等)は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災 害応急対策を指揮する。

#### 2 災害対策主管課の体制

#### (1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務班職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の 収集、県や防災関係機関との連絡調整にあたる。

総則

予防編

共

復旧·復興

水害等

火山

火災・事故

震災

<sup>原</sup>子力

#### (2) 連絡体制

ア 総務班は、県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報と気象予警報等を受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

- イ 総務班及び塩谷広域行政組合消防本部は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより、速やかに災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に(直接即報に該当する場合は、国(総務省消防庁)にも)報告する。
- ウ なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺 到した場合は、その状況を直ちに県及び国(総務省消防庁)へ報告する。また、 県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告し、県と連絡がとれるよう になった場合は、その後の報告は県に行う。

#### (3) 携帯電話等の配備

総務班は、災害対策関係職員に対し携帯電話等を配備し、防災メール等により災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討していく。

#### 第2 警戒情報等の伝達

#### 1 防災気象情報

宇都宮地方気象台が発表する主な防災気象情報は、次のとおりである。

#### 主な防災気象情報

防災気象情報	概  要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報) 〈大雨に関する情報/台風に関する情報等〉	警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」という情報を発表	台風など大規模で顕著な現象の場合は、 2~3日前から発表するものもあるので、 事前の対策に活用できる。台風が本県に接 近する場合等においては、時々刻々変化す る状況を最新のデータと共に発表し、災害 対策についても注意を喚起している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間(注意が必要な期間)は、発表してから1時間。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページより「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様に注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を 注意して発表	警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合には、その旨を予告することがある。

総則

通編

復與

復旧

빗 山

火災·事故

震

災

\_\_\_\_\_\_ 原子

防災気象情報	概  要	発表時刻、利用上の効果等
警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表	避難準備情報や避難勧告など市町長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主的避難への警戒を呼びかける。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で栃木県(県土整備部)と宇都宮地方気象台が共同で発表。	市町長の防災活動や住民等への避難勧告等の支援とともに、住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度にしか発生しないような短時間の大雨(1時間雨量11 Omm以上)を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに、発生時刻、場所、雨量を直ちに気象台が発表	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な 災害の発生のおそれが高まっていることを 周知する。
特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧等により大雨、暴風、大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表※大津波3m、噴火警報レベル4以上は特別警報相当とする。	住民の生命、身体、財産に重大な影響を 及ぼす危険性が著しく高まっているため、 市町長はただちに避難勧告や避難指示など を行う。

〈資料編 第8 1 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

#### 2 気象予警報

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報は、次により速やかに通知する。

#### ★ 気象庁予報部 -→ NHK -栃木県 (危機管理課・消防防災課) 宇 都 般 宮 ➤ NTT東日本 177番 町 地 民 方 → NHK宇都宮放送局 -気 J 象 → (株)栃木放送 -体 台 ► 国土交通省鬼怒川ダム統合管理事務所 ▶ 東京電カパワーグリッド(株)栃木北支社

気象注意報・警報の伝達系統

震災

総則

予防編

復 旧 •

火山

火災・事故

原子力

#### ア 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象等の特別警報・警報・注意報及び気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。

#### イ県

県は、気象等の特別警報・警報・注意報の通知を受けたときは、速やかに関係 課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

#### ウ警察

警察は、気象等の特別警報・警報・注意報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

#### エ町

県又は東日本電信電話株式会社からの通報やラジオ、テレビ放送等によって気象等の特別警報・警報・注意報の発表について知ったときは、総務班は、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

#### 才 放送関係機関

放送関係機関は、気象等の特別警報・警報・注意報の通知を受けた場合、必要 に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対して その旨の周知を図る。

#### 3 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

#### (1) 土砂災害警戒情報

県(県土整備部)と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に 伝達する。

#### (2) 土砂災害緊急情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

#### 4 指定河川の洪水予報

水防法(昭和24年法律第193号)、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川(鬼怒川)について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、 洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表することとなっている。 共通編

復旧•復興

기 니

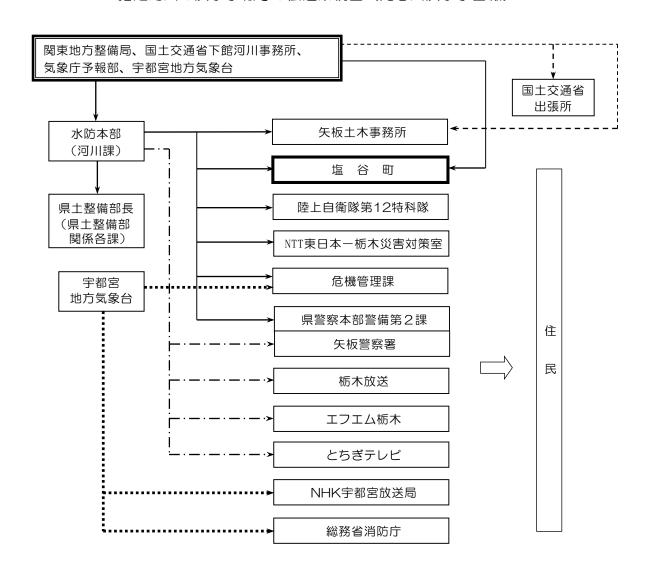
火災・事故

災

子力

資料

指定河川の洪水予報等の伝達系統図(鬼怒川洪水予警報)



#### 5 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣が指定する河川(鬼怒川)において、洪水による 災害の発生が予想される場合に、国土交通省の出先機関の長が、水防の必要がある 状況を発表することとなっている。

原子力

対

編

総則

共 予防編

復旧•復興

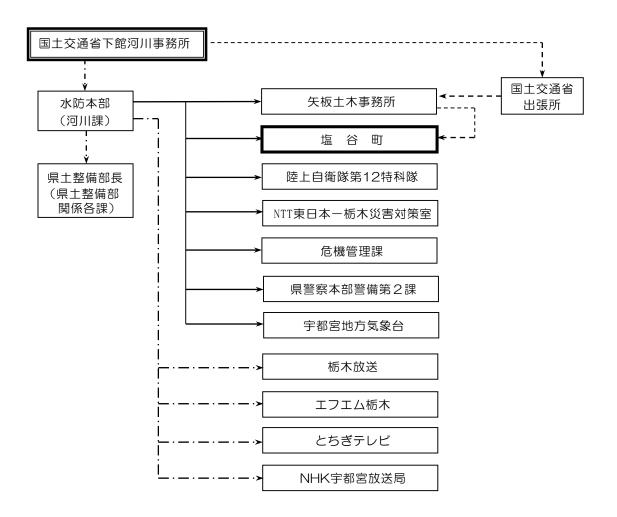
火山

心急対策

災 原子力

震

#### 水防警報の伝達系統図



#### 6 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節及び異常洪水時のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

#### 7 一般住民からの通報

#### (1) 発見者(一般住民)の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、町又は 警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の兆候を発見した 場合、遅滞なく県(土木事務所)、町又は警察に通報する。

#### (2) 町、警察の処置

- ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。
- イ 調査班は、異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、状況を調査し、判明した情報を直ちに県(県民生活部)、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

#### 第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

総務班は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、 伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉関係施設、地域活動支援センター、医療提供施設、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の状況
- (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- (11) その他法令に定めがある事項

#### 2 町の情報収集

各班は、次により被害状況等の早期把握に努める。

(1) 関係機関からの情報収集

総務班は、県、塩谷広域行政組合消防本部、警察、ライフライン関係機関等に被害状況等を照会し、情報を収集する。

なお、迅速な対応と相互応援体制の速やかな運営を図るため、必要と判断される 被害情報を情報提供機関に対し定期的に伝達し、情報の共有化を図る。

#### (2)各班による情報収集

災害対策本部が設置された場合、各班は、それぞれが所管施設等及び所掌業務に関する被害情報の収集に努め、必要に応じその内容を災害対策本部事務局に報告するとともに、把握した情報を相互に提供し、情報の共有化を図る。

なお、人的被害、住家被害は、災害救助法の適用申請、見舞金・義援金の配分等 に際しての基礎資料となるため、他班等の応援を求めて、早期に被害状況を把握す るよう努める。

調査項目ごとの調査担当課は、次のとおりである。

予防編

旧・復興

音 等

火山

火災·事故

震災

原子

### 総則

### 通編

## 復旧

### 水害

#### 以 山

# 火災・事故

原子力

#### 調査項目ごとの調査担当課

調査項目	主な担当班	協力関係機関・団体
人的被害	住民班	塩谷消防署
住家被害	税務班	
公共土木施設被害	建設班	土木事務所•建設業協会
水道施設被害	建設班	
農林業関係被害	産業班	農協・森林組合、土地改良、共済組合
社会福祉施設被害	福祉班	施設管理者
教育施設被害	教育班	学校長等の施設管理者
商工関係被害	産業班	商工会

#### (3) 消防班による情報収集

消防班は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

#### (4) 福祉班による情報収集

福祉班は、避難所において、住民の避難状況、避難所参集途上の被災状況等の情報を収集する。

#### (5) アマチュア無線による情報収集

総務班は、必要に応じて、アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、 被害情報を収集する。

#### 3 塩谷広域行政組合消防本部の情報収集

塩谷広域行政組合消防本部は、住民からの119番通報等により、職員の現地派遣、 消防無線等の活用等による情報収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活 用できる情報収集・伝達手段を確保する。

#### 4 警察による情報収集

警察は、住民等からの110番通報等による災害情報等により、警察官を現地に派遣し情報の収集を行うほか、必要に応じて、県警へリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝達等により被災地域の情報収集を行う。

#### 5 郵便局等に対する協力要請

町は、玉生郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被 災状況等の情報により、町内の被災状況等を把握する。

また、新聞等の報道機関に、必要に応じ、被災状況等の収集の協力を要請する。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

#### 第4 被害状況の報告

- 1 町、消防本部の報告
- (1)総務班、塩谷広域行政組合消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国(総務省消防庁)へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

#### ア 県の連絡先

栃木県危機管理課	防災行政ネットワーク	500-2695 500-2146 (FAX)
伽水宗尼城邑廷砞	NTT回線	028-623-2695 028-623-2146 (FAX)

#### イ 消防庁の連絡先

回線別	区分	平日(9:30~18:15) ※ 応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
ネットワーク	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(2) 総務班、塩谷広域行政組合消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

〈資料編 第10 2 栃木県火災・災害等即報要領報告様式〉

#### 第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。なお、県、町等が災害時に利用する通信手段が不足する場合、県(県民生活部)は、国(総務省関東総合通信局)、電気通信事業者等に調達を要請する。

\_\_\_\_ 復 旧

• 復 興

火山

火災・事故

震災

原子

#### 通信手段の種類

区分 通信手段		説明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
町防災行政無線		町域内において、災害現場等の情報収集、本部からの指示、地域住民への 伝達等を行う無線設備
	災 害 時 優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機(一般加入電話機を東日本電信電話株 式会社と協議して事前に設定する。)
NTT	非常・緊急 通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互 間を交換手扱いにより通信を確保する電話(災害時優先電話の設定が必要)
NTT 災害時 ドコモ 優先電話 災害時		災害時に優先的に発信できる携帯電話機(衛星携帯電話等を含む)
KDD I ソフト バンク	災 害 時 優先電話	<ul><li>災害時に優先的に発信できる携帯電話機</li><li>衛星携帯電話機</li></ul>
	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局の設置する無線通信
その他	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う 通信
	防災相互通信 用無線機	国、県、町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

#### 第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県は、県出先機関、市町、消防本部(局)等へ災害に関する情報等を伝達すると きは、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図ることとなっている。

なお、町内における県関係無線の設置状況は、次のとおりである。

#### 町内外における県関係無線設置状況

機関名	所 在 地	電話番号	無線の種類
矢板土木事務所ダム管理部	矢板市鹿島町20-11	44-2185	県防災行政ネットワーク
佐貫ダム管理所	佐貫798	47-0816	県企業局無線

#### 2 公衆電気通信設備の利用

総務班は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるため、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

#### (1) 災害時優先電話の利用

災害時に電話がかかりにくい場合は、「災害時優先電話」を優先的に発信専用と して利用する。 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

#### (2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関係機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ申し込む。

#### (3) 孤立防止対策用衛星電話の使用

孤立防止対策用衛星電話(KU-1ch)は、災害時において通信の途絶を防止するため、県内の地域孤立が予想される公的施設に設置している設備であり、一般加入電話の途絶に際しては、この無線電話を利用し、通信の確保を図る。

#### 3 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波(主運用波・統制波)で行う。

#### 4 警察通信設備の利用

総務班は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備の利用を依頼する。

#### 5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

#### (1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

#### (2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

総則

近海編

旧・復興

小害等

火山

火災・事故

震

原子

災

### 総則

### 共通源

## 世 | 防編 | **復旧**

### 復興

#### 人 山

## 応急対

### 震災

## 原子力

## 資料編

#### 町内の栃木県非常通信用無線局

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型 式	空中線電力	設 置 場 所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん624	24k3G1D 24k3G1E	5	塩谷町玉生741 塩谷町役場 (O287-45-1111)
塩広組	基	しょうぼうしおや	F3E	5	塩谷町道下1015—1 塩谷広域行政組合塩谷消防 署 (0287—45—0090)
塩広組	移	しおや1 しおやきゅうきゅう1 しおやこうほう1	F3E	10	11
栃木県	固	けんでんかざみ	F3E	1	塩谷町風見山田614 風見発電所 (0287-46-0342)
栃木県	固	けんでんさぬき	F3E	1	塩谷町佐貫802 佐貫ダム管理所 (0287-47-0816)

#### (3) 依頼の方法

- ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文 200字以内とする。
- ウ あて先は、住所、氏名(職名)を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。
- エ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名(職名)、電話番 号を記載する。

#### (4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、 許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、町は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておく。

#### (5) 非常通信の経路

町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局	
矢板警察署	県警察本部	1.	
塩谷広域行政組合消防本部	県危機管理課	佐貫ダム管理所   風見発電所	
矢板土木事務所	県危機管理課	/AW/U/U 年//I	

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

6 防災相互通信用無線局の利用

被災地において防災関係機関等が災害応急対策のため、相互に連絡を行う場合は 防災相互通信用無線を利用する。

#### 第7 通信施設の応急復旧

- 1 県防災行政ネットワーク
- (1) 通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、移動系回線と衛星系回線 を使い分けるなど適時・適切な対応を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と町、 防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。
  - ア 要員の確保
  - イ 予備電源装置の起動確認及び燃料等の補充
  - ウ機器動作状態の監視強化
  - エ 衛星可搬局の配置
- (3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。
  - ア 衛星可搬局による通信回線の確保
  - イ 職員等による仮復旧の実施

#### 2 公衆通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星車載局、衛星通信システムよる応急復旧を図る。

#### 3 移動通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

#### 4 警察通信

警察通信は災害応援対策に必要な情報の収集、伝達等の手段を確保する重要役割を担っており、応急時には次に示すような対策を講じる。

予防編

旧・復興

害等

火山

火災·事故

震災

原子力

#### (1) 要員の確保

あらかじめ定めている招集・連絡体制に基づき、対策要員を招集する。

#### (2) 応急用資機材の確保

非常用電源(可搬用発動発電機)、応急用無線電話機等常備している応急通信回線設定用資機材を使用する。

#### 第8 放送要請

県は、災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を要請する。

#### 第3節 災害拡大防止活動

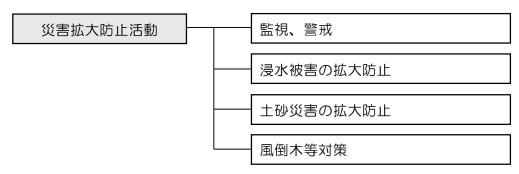
#### 【 実施機関 】

町	総務班、建設班
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)栃木県建設業協会

#### 【 基本方針 】

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、 土砂崩れ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、 町は関係機関と連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

#### 【 施策及び手順 】



#### 第1 監視、警戒

1 総務班、塩谷広域行政事務組合消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報 要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県(県民生活部)に報 告する。

#### (1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他災害の抑止に必要な事項

#### (2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ 崖崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況

- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項
- 2 水防管理者(町長)は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上 危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡 する。

- (1) 堤防の水があふれる状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

#### 第2 浸水被害の拡大防止

1 町の活動

水防管理者(町長)は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団(消防団)、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者(町長)、水防団(消防団)の長、塩谷広域行政事務組合消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

- (1) 水防管理団体の非常配備
  - ア 水防管理者(町長)が管下の水防団(消防団)に非常配備体制をとらせるため の指令は、次の場合に発する。
    - ア) 水防管理者(町長)が自らの判断により必要と認める場合
    - イ)水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合
    - ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合
  - イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部(水防事務担当者)の非常配備については、県水防本部 員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者(町長)はあらかじめその体制を整 備しておく。

#### ウ消防機関

#### ア)待機

水防団(消防団)の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におく。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表

総則

共通編

• 復 興

復旧

人山

火災・事故 一

震災

原子力

資料

第3節 災害拡大防止活動

されたときに発令する。

#### イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報(準備)の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は、次のとおりである。

- a 水防団(消防団)の団員は所定の詰所へ集合
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所への団員の派遣及び水門等の開閉準備

#### ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報(出動)の通知を受けたとき、又は水防管理者(町長)が出動の必要を認めたときは、ただちに水防団(消防団)をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。

ただし、いずれの段階で出動を行うかは、水防管理者(町長)が担当区域の 危険度に適合するよう定める。

a 第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

- b 第2次出動 水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。
- c 第3次出動水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

#### 工)解除

河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に低下した場合、又は氾濫注意 水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の 終了を通知する。

#### (2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、 水防団長、水防団員(消防団員)、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以 外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域 からの退去を命じる。

#### (3) 住民に対する避難の指示

水防管理者(町長)は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の 住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所 へ収容する。

┥,

予防編

旧·復興

等

火山

火災·事故

震災

原子力

#### 第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

建設班は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、町の管理施設や土砂災害危険箇所等の点検を実施し、安全の確保に努める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設 防護柵の設置等の応急措置を行う。

#### 2 被災宅地危険度判定の実施

建設班は、県と連携し、二次的な地すべり、崖崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、建設班は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

#### 3 避難対策

総務班、消防機関は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第6節「避難対策」第3「警戒区域の設定」の要領により警戒区域の設定、若しくは避難勧告、避難指示(緊急)を行う。

#### 第4 風倒木等対策

建設班は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、町道の巡回を行う。 風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。 総則

共通編

復興

復旧

IJ L

害

急 対 策 震

原子力

災

#### 第4節 相互応援協力・応援、派遣要請

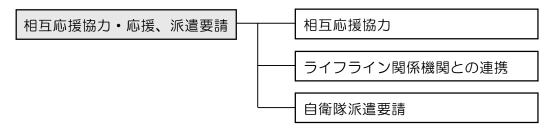
#### 【 実施機関 】

町	各班
関係機関	相互応援協力先、ライフライン関係機関、自衛隊等

#### 【基本方針】

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

#### 【施策及び手順】



#### 第1 相互応援協力

本町が被災した場合で、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、 他の市町村や県等に応援を求め、災害応急対策の万全を期する。

- 1 町が行う応援の要請
  - (1) 市町間の相互応援協力

総務班は、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、あらかじめ定められたブロック内の市町又は必要に応じて他のブロックに対して応援要請をする。

また、町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

〈資料編 第2 1 官公庁等との協定(広域協定含む)〉

(2) 協定等に基づく相互応援

総務班は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

(3) 県に対する応援の要請

町長は、応急対策を実施するために、必要と認めるときは知事に対して応援を求める。

(4) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

県内だけでは十分な応急対策が実施できない場合は、町又は県は「被災市区町村 応援職員確保調整本部」に応援を要請することができる。

また、町からの要請があった場合又は県や確保調整本部が必要と判断した場合は、町長への助言、町が行う災害マネジメントを総括的に支援する総括支援チーム

予防編

復旧・復興

害等

火山

火災・事故

震災

原子力

が町に派遣される。

総務班は、支援が必要な場合には、県を通じて確保調整本部に対し総括支援チームの派遣を要請する。

#### 2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請及びあっせん

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期する。
- (2) 町長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。
  - ア 派遣を要請する(あっせんを求める)理由
  - イ 派遣を要請する(あっせんを求める)職員の職種別人数
  - ウ 派遣を必要とする期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ アからエに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

#### 3 受援体制の確立

総務班は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援に関する計画等を定めるよう努めるものとし、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

#### 4 広域的な応援体制

- (1) 総務班は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ自治体間で締結している広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (2) 総務班は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努める。
- (3) 総務班は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定を行う。

#### 第2 ライフライン関係機関との連携

総務班は、県と連携し、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、 ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部 組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 町の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

総則

共通編

· 復 興

復旧

У Ц

火災・事故 震

原子力

災

資料經

第4節 相互応援協力・応援、派遣要請

#### 第3 自衛隊派遣要請

#### 1 派遣要請

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合又は、 自衛隊の派遣が必要と認めた場合、県を通じ自衛隊に対して災害派遣を要請する。

#### 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおり。

#### 自衛隊に対する災害派遣要請の範囲

V	区分	活 動 内 容
1	被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を 把握する。
2	避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要が あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3	避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先 して捜索活動を行う。
4	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防 活動を行う。
5	消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって消防機関に協力して消火にあたる。(消火剤等は、県が提供するものを使用する。)
6	道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去 にあたる。
7	診察、防疫、病虫害 )防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。(薬剤等は、通常 関係機関の提供するものを使用する。)
8	人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9	被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
	救援物資の無償貸付、 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
11	危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12	その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

#### 3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者 町長

#### (2) 事務手続

総務班において、次により行う。

#### ア 災害派遣要請の依頼方法

町長は、県に対して派遣に必要な事項を次の様式に準じた文書をもって依頼す

予防編

総則

復興

火山

火災・事故

震災

原子力

る。緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後所定の手続きをとる。 なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上 自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、速やかに県にその旨を通知する。 ア)県

担当課	所 在 地	電話番号	県防災行政ネットワーク
消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623—2136	NW-500-2136

イ)陸上自衛隊第12特科隊第1中隊(特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合)

担当課		所 在 地	電話番号	県防災行政ネットワーク
第1中隊	Ŕ	宇都宮市茂原1-5-45	(028)653—1551 (代表)	NW-702-02又は05

様式 塩谷総第 号

年 月 日

栃木県知事 様

塩谷町長名

陸上自衛隊の災害派遣要請について

次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考事項

#### (3) 情報の交換

総務班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に 把握し、県を通じて陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

# 4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

総務班は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

総務班は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

(3) 宿舎のあっせん

総務班は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

原子力

第4節 相互応援協力・応援、

#### (4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は、概ね次のとお りである。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。

- ア派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上 料、修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。) の補償

# 5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救助活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊長に対し て、撤収要請をする。この場合、町は、陸上自衛隊第12特科隊と協議する。

予防 通 編

復旧

火山

火災・事故

震 災

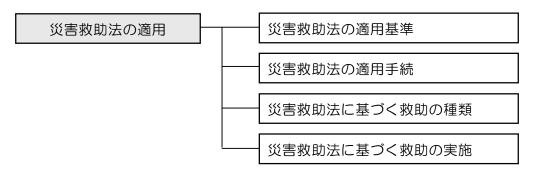
#### 【 実施機関 】

町	各班
関係機関	県

### 【 基本方針 】

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は必要な場合に災害救助法を適用 し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

#### 【 施策及び手順 】



# 第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準(災害救助法施行令(昭和22年政令第 225号)第1条第1項各号に掲げる基準)に該当し、救助が必要であると認めたと き、町を単位に災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用し、救助を実施するこ とを決定することとしている。

このため、総務班は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害 状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

- 1 住家等への被害が生じた場合
  - (1) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。(1号基準)
  - (2) 町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全 体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。(2号基準)
  - (3) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数 が7,000以上のとき。(3号前段基準)
  - (4) 町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護 を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。(3号後段基準)
    - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品 又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
    - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

#### 2 生命・身体への危害が生じた場合

(1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、

通

総則

火災 事故

妏

学力

- ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品 又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

# 災害救助法適用基準一覧表

市町村の人口(直近の国勢調査の人口)		滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯以上
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯以上
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯以上
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上		150 世帯以上

注)1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半焼、半壊にあっては1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯とする。2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

#### 本町の災害救助法適用基準

塩谷町の人口(平成27年国勢調査)	滅失世帯数
5,000人以上15,000人未満(11,495人)	40世帯以上

#### 第2 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日 栃木県規則第35号)第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求めることとされている。総務班は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
  - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
  - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災 害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
  - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
  - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる 程度の災害
  - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 総務班は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

- (3) 町の災害救助法所管である総務班は、総務班、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 総務班は、被害状況の調査にあたって、必要により調査の応援、協力、立ち会い等のため、県に対して職員の派遣を依頼する。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 総務班は、被害状況を県に報告して、災害救助法の適用について協議するよう依頼する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、総務班は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。
- (7) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

# 第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、県及び各班は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

- 1 救助の種類
  - (1) 避難所の設置
  - (2) 応急仮設住宅の供与
  - (3) 炊き出しその他による食品の給与
  - (4) 飲料水の供給
  - (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - (6) 医療
  - (7) 助産
  - (8) 被災者の救出
  - (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の捜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送

# 第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び各班は、下記により救助を実施する。

1 県は、上記第3の救助の種類のうち、下記のものに係る事務については、原則として、その事務の全部又は一部を町長に行わせる(委託する)。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。

| 買 |

通編

/ ファ ゴ

復旧

빗 L

火災·事故 一

- (1) 町に委託する救助の種類
  - ア 避難所の設置
  - 炊き出しその他による食品の給与 イ
  - ウ 飲料水の供給
  - 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 工
  - 才 医療
  - 助産 カ
  - + 被災者の救出
  - ク 被災した住宅の応急修理
  - 学用品の給与
  - 埋葬  $\Box$
  - サ 死体の捜索
  - シ 死体の処理
  - ス 障害物の除去
  - 応救救助のための輸送
- 2 1により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補 助機関として救助を行う。
- 3 町長は、1による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示 を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この 場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- 4 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5 月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知)に定める様式の帳簿に記録する。
- 5 救助の実施の基準は、それぞれの種目について、第2部第1章 水害・台風、竜巻等 風害・雪害応急対策 の各節に定めるところによる。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則>

第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準> 〈資料編

総則

予防 通 編

间

災

#### 【 実施機関 】

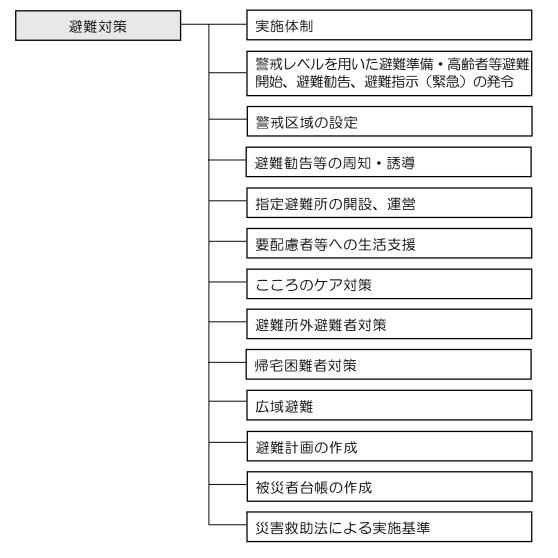
町	総務班、避難所担当班、広報班、住民班、福祉班、建設班、消防班
関係機関	矢板警察署、塩谷消防署、県、自主防災組織

# 【基本方針】

災害時における人的被害を軽減するため、町は、県、防災関係機関と連携して、適 切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、 避難所における生活等について、特に配慮する。

#### 【 施策及び手順 】



#### 第1 実施体制

町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令及び警 戒区域の設定を行う。

害

総則

予防編

侵旧・復興

害等

妏

災

町長は、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを 勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

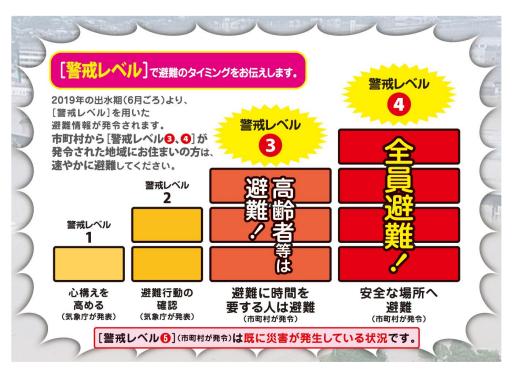
なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示(緊急) を行うことができないときは、知事等が避難指示(緊急)を行うことができる。こ の場合、指示(緊急)を行った者は、速やかにその旨を町長に通知する。

- 2 町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示(緊急)に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。
- 第2 警戒レベルを用いた避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難準備・高齢者等避 難開始、避難勧告、避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)を発令し、 危険区域住民に伝達する。

警戒レベルを用いた避難勧告等(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難 指示(緊急)及び災害発生情報)の伝達及び発令の目安は、「避難勧告等の判断・ 伝達マニュアル(土砂災害・水害)」(平成29年4月)、「避難勧告等に関するガ イドライン①(発令基準・防災体制編)、同②(避難行動・情報伝達編)」(平成 31年3月、内閣府)等を参考に、次のとおりとする。

警戒 レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す 情報
警戒 レベルち	〇既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の 行動をする。	〇災害発生情報※ ※災害が実際に発生してい ることを把握した場合 に、可能な範囲で発令
警戒 レベル4	○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	○避難勧告 ○避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急 的又は重ねて避難を促す 場合等に発令
警戒 レベル3	○避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	〇避難準備·高齢者等避難 開始
警戒 レベル2	〇ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、 避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確 認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	○注意報
警戒 レベル1	〇防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構え を高める。	○警報級の可能性

# 警戒レベルと避難行動 (内閣府資料)



# 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階\*1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

	くは我は我なく		<b>トガ炎対象情報</b>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に <u>災害が発生</u> している状況です。 <b>命を守るための</b> 最善 <b>の行動</b> をとりましょう。	災害発生情報 <sup>※2</sup> ※2 災害が実際に発生していることを 把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)	<b>警戒レベル5相当情報</b> 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 始極の状況に応じて異急的文は 重ねて選集を従す場合等に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3高齢者等は避難	遊難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備• 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	<ul><li>警戒レベル3相当情報</li><li>氾濫警戒情報</li><li>洪水警報</li><li>等</li></ul>
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

総則

共 予防編

復興

復 旧

災山

害

心 急 対

震震

原子力

災

ア 対象とする河川

避難勧告等の対象となる河川は、下表のとおりである。

# 避難勧告等の対象河川

河川名	基準観測所	備考
鬼怒川	佐貫(下)	国管理

# イ 水害に関する避難勧告等の判断基準

水害に関する避難勧告等は、次の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

#### 避難勧告等の判断基準【鬼怒川】

対象地区	・避難すべき区域の全部
避難準備 • 高齢者等避難開始情報	<ul><li>・水位観測所の水位が氾濫注意水位(2.3m)に達し、更に水位の上昇が 予想される場合</li><li>・氾濫注意情報が発表されたとき</li></ul>
避難勧告	<ul><li>・水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.3m)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位(2.6m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合</li><li>・氾濫警戒情報が発表されたとき</li></ul>
避難指示(緊急)	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.3m)に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき

# 避難勧告等の判断基準【荒川】

対象地区	・避難すべき区域の全部
避難準備•高齢者 等避難開始情報	・水位観測所の水位が氾濫注意水位(2.3m)に達し、更に水位の上昇が 予想される場合
避難勧告	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.0m)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位(2.6m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示(緊急)	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.0m)に達した場合

対象地区	・西荒川ダム
避難勧告	・異常洪水時防災操作について、〇時間前の通知を受信したとき
避難指示(緊急)	・異常洪水時防災操作について、1時間前の通知を受信したとき ・異常洪水時防災操作について、開始時間再調整の通知を受信したとき ・異常洪水時防災操作について、開始の通知を受信したと

対象地区	・東荒川ダム
避難勧告	・非常用洪水吐からの越流について、〇時間前の通知を受信したとき
避難指示(緊急)	・非常用洪水吐からの越流について、1時間前の通知を受信したとき ・非常用洪水吐からの越流について、開始時間再調整の通知を受信したとき ・非常用洪水吐からの越流について、開始の通知を受信したと

予防編

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子

なお、避難勧告等の発令の判断においては、次の事項に留意する。

- ア) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相 互に情報交換すること。
- イ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ウ)堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

# (2) 土砂災害

ア 対象とする区域

避難勧告等の対象となる区域は、土砂災害警戒区域等である。

イ 土砂災害に関する避難勧告等の判断基準

土砂災害に関する避難勧告等は、次の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災 害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

# 避難勧告等の判断基準

対象地区	<ul><li>避難すへ</li></ul>	き区域の全部
避難準備• 高齢者等避 難開始情報	警戒 レベル 3	<ul> <li>・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</li> <li>・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性高い旨に言及されている場合</li> <li>・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(その前の夕刻時点に発令する。)</li> </ul>
避難勧告	警戒 レベル 4	次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合
避難指示 (緊急)		次のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合

総則

通編

· 復 與

復旧

リ ロ

火災・事故

震災

資料經

共

害

妏

なお、避難勧告等の発令の判断においては、次の事項に留意する。

- ア) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互 に情報交換すること。
- イ)想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することも あることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりま で接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状 況把握に努めること。
- ウ)土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測 でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、 必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

# (3) 避難勧告等の発令に際しての留意事項

- ア 町長は危険の切迫する前に十分な余裕をもって、避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告又は避難指示(緊急)を行う。
- イ 町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえ って危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安 全確保措置を指示する。
- ウ 町長は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定 等に留意するとともに、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に 発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準 備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- エ 総務班は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、 その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対 象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること などにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- オ 避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難の ためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、町長は、躊躇な く避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知す る。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の内容 町長、その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等 避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)を行う。

#### 避難勧告時等の明示事項

- 避難の理由 (1)
- ④ 避難時の注意事項
- 避難対象地域
- ⑤ 危険箇所
- 避難先
- その他の必要事項

# 3 避難勧告等の発令の実施責任者等

避難勧告等の発令の実施者、実施の基準等は、次表のとおりである。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示 (緊急)」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告 よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

# 避難勧告等の発令の実施責任者

区分	実施者	根拠法	措置	実施の基準
避難準備·高齡 等避難開始	町長	災害対策基本法 第56条第1項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、特に必 要と認められるとき
避難	町長	災害対策基本法 第60条第1項·第 2項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、特に必 要と認められるとき
難勧告	知事	災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部 又は大部分の事務を行うことがで きなくなったとき
	町長	災害対策基本法 第60条第1項·第 2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、特に必 要と認められ、急を要するとき
	知事	災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部 又は大部分の事務を行うことがで きなくなったとき
\D <del>\</del>	知事又はその命 を受けた職員	地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が 切迫していると認められるとき
避難指示(	知事、その命を 受けた職員又は 水防管理者	水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫し ていると認められるとき
(緊急)等	警察官	災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示すること ができないとき又は町長から要求 があったとき
	警察官	警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼ すおそれのある天災など、危険が ある場合において、危害を受ける おそれのある者に対して、特に急 を要するとき
	自衛官	自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる

#### 第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難勧告、避難指示(緊急)の違い

避難勧告、避難指示(緊急)は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示(緊急)にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避する

通偏

水害:

復旧

火山

火災・事故 |

災 原 原 2

資料

ため特に必要と認められる場合に行う。

# 2 警戒区域の種類

警戒区域の設定の実施責任者は、次表のとおりである。

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

#### 警戒区域の実施責任者

	実施者	根拠法	措置	実施の基準
1	町長	災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生 しようとしているとき、生命、 身体に対する危険防止のため特 に必要と認められるとき。
2	水防団長、水防団員、 消防職員	水防法 第21条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
3	消防吏員、消防団員	消防法 第28条第1項、 第36条	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
4	警察官	災害対策基本法 第63条第2項他	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	①、②、③の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
5	自衛隊法第83条第2 項の規定により災害派 遣を命じられた部隊等 の自衛官	災害対策基本法 第63条第3項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	①、④の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

# 第4 避難勧告等の周知・誘導

#### 1 避難準備・高齢者等避難開始

福祉班は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

#### 2 住民への周知

町長が避難勧告、避難指示(緊急)を発令したときは、総務班、消防班は、住民 に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法 により伝達する。

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

予防編

旧・復興

善等

火山

火災・事故

震災

原子力

- (1) 町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) テレビ、ラジオ、有線放送、携帯電話等による伝達
- (6) 緊急速報メール等による伝達
- (7) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による伝達

# 3 県への報告

町長は、避難勧告、避難指示(緊急)を実施したとき又は避難指示(緊急)をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

# 4 関係機関相互の連絡

町長、その他の避難指示等実施機関は、避難勧告、避難指示(緊急)をしたときは、その内容を相互に連絡する。

# 5 避難の誘導

# (1) 住民の誘導

総務班、福祉班、消防班は、住民が安全、迅速に避難できるよう、警察、自主防 災組織等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導す る。

特に、要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

# (2) 集客施設における誘導

スーパーマーケット、旅館等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員 の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

(3) 徒歩帰宅者の支援

総務班は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

#### 6 案内標識の設置

建設班、消防班は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう措置する。

#### 第5 指定避難所の開設、運営

- 1 指定避難所の開設
- (1) 避難所担当班は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、 避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、指定避難所を設置す

通為編

復旧•復興

لا ا

火災・事故

災

学力

震

資料に

る。

(2) 避難所担当班は、指定避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。

また、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設の活用等を検討する。

- (3) 総務班は、学校施設を指定避難所に指定した場合には、当該施設の管理者にその 旨通知を行い、必要がある場合には、指定避難所の開設、運営について協力を求める。
- (4) 避難所担当班は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (5) 避難所担当班は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。
- (6) 避難所担当班は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に受入れる者を誘導し、保護する。
- (7) 避難所担当班は、開設している指定避難所については、リスト化に努める。
- (8) 避難所担当班は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (9) 避難所担当班は、指定避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県に 報告する。

#### 県への報告事項

- ① 指定避難所開設の日時、場所
- ② 受入人員
- ③ 開設期間の見込み
- ④ その他必要事項

〈資料編 第4 1 避難所等一覧〉

# 2 指定避難所の運営

# (1) 運営・管理

- ア 避難所担当班は、自主防災組織、行政区、塩谷町社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき指定避難所を運営する。
- イ 避難所担当班は、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、 ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的

総則

予防編

旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子

に関与できる体制の整備に努める。

ウ 避難所担当班は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

# (2) 情報 • 通信

- ア 広報班は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを 考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう配慮する。特に、 指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活 支援に関する情報については、極力壁新聞等の紙媒体でも情報提供を行うよう努 める。
- イ 避難所担当班は、要配慮者を始めとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者等への情報伝達手段に配慮する。
- ウ 総務班は、通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、速やかに指 定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- エ 総務班は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県に システムを使用する旨を報告した上で、速やかに町庁舎と指定避難所との連携体 制を確立する。

# (3) 男女双方の視点の取り入れ

避難所担当班は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

# (4) 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

#### (5) 衛生管理

避難所担当班は、指定避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、 指定避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマ ンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清 掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

#### (6) 治安対策

避難所担当班は、矢板警察署と十分連携を図りながら指定避難所の巡回を行う。

# (7) ペット動物の適正な飼育

避難所担当班は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に 余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

#### (8) 避難の長期化が見込まれる場合

総則

共通編

復旧•復興

비 네

急 刻 策 震

> 災 — 原

> > 子力

資料

ア 避難所担当班は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

イ 避難所担当班は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態に十分配慮し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

#### (9) 個人情報の管理

総務班は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

#### 第6 要配慮者等への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

福祉班は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など円滑な生活支援を行う。また、指定避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。実施にあたっては、必要に応じて関係機関(県看護協会等)へ看護職員等の派遣について協力を要請する。

# 2 被災児童等への対策

福祉班は、被災により生じた要保護児童や要配慮高齢者等の発見と把握に努め、 親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難 所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

### 3 在町外国人への対策

総務班は、被災した在町外国人に対して、(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもとにカウセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する指導、助言を行うための相談窓口を整備する。

#### 4 介護施設等における利用者の安全確保

(1) 利用者の安全を確保するための避難施設等の確保

東日本大震災のような大規模災害で施設や設備が大きく被災し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設での生活が継続できないような場合には、学校の体育館等への緊急避難では、介護に必要な設備等もないため、生活を継続することが

# 困難な状況も見られた。

こうしたことから、介護施設等は、施設が被災した場合、介護環境を確保できる 他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるよう努める。

#### (2) 避難施設確保の準備

# ア 他施設との協定締結

介護施設等は、避難の必要が生じた場合に迅速かつ安全に利用者の避難が行えるよう、あらかじめ県内や近隣の県の同種又は類似の施設と相互の避難と受入れに関する災害協定を結ぶ。

#### イ 県への登録

介護施設等は、災害協定を締結した場合には、その内容を県に登録する。

#### (3) 災害発生時の対応

被災施設は、災害協定に従い、受入施設に受入れの要請を行う。受入れが行われた場合には、県に報告する。

# (4) 避難に当たっての留意点

- ア 受入先の施設の種別は、被災施設と同一の施設種別であることが望ましいが、 地理的な事情(避難に時間がかかるため利用者に多大な負担がかかる等)がある 場合には、種別が異なっても隣接の施設への避難も検討する。
- イ 利用者を避難させる際には、利用者の健康状態に特に留意し、必要に応じて医療の確保等を行う。
- (5) 被災施設の利用者を受け入れる際の留意点

利用者を受け入れる施設については、既存スペースの活用を図るとともに、災害時には定員を超過しても差し支えないものとする。

#### 5 介護職員等の応援派遣

災害が大規模であり、復旧まで長期化が予測される状況では、定員を超えて被災 施設の利用者を受入れている状態や職員の多くが被災又は疲労している状態が続き、 必要な職員数を確保できない事態となることが予想される。

こうした状況に備え、介護施設等や介護サービス事業所等は、介護職員等の応援 派遣の体制について整備する。

#### (1) 支援職員の派遣・受入体制の事前準備

ア 災害時の派遣要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ派遣可能な要員の職種別の人員数を連絡調整担当者とともに、県に登録する。

イ 派遣要請から出動準備が整うまでを想定した訓練を実施する。

#### 6 在宅要介護者等の安全確保

#### (1) 事前準備

福祉班は、大規模災害を想定して、あらかじめ在宅の要介護高齢者等への対応の体制整備に努める。

総則

共通編

復興

復旧

人山

害

火災・事故 震

災 <u></u> 原

学力

# ア 福祉避難所の指定

福祉班は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって一般の避難所での生活が困難と考えられる者については、福祉避難所の対象者として支援することとし、町内の介護施設や通所介護事業所等にあらかじめ福祉避難所としての役割を担うよう、協力要請を行う。

# (2) 避難所における要介護高齢者の状況把握

福祉班は、避難所の要介護高齢者の状況を把握する際、介護支援専門員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の介護専門職に加え、医療、保健分野等の専門職種と連携して行う。

#### 第7 こころのケア対策

福祉班は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応できるよう、 避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

#### 第8 避難所外避難者対策

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想されるため、対策を講じる必要がある。

#### 1 避難所外避難者の把握

総務班は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。

#### 2 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、福祉班は、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こし やすくなるため、福祉班は、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

#### 第9 帰宅困難者対策

# 1 一斉帰宅の抑制

# (1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

総務班及び県は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、住民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

## (2) 企業等における施設内待機

総則

予防編

後旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童生徒等を施設内の安全な 場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

# 2 一時滞在施設の開設

総務班は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、 一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

#### (1) 一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童生徒等を 誘導する。誘導に際しては、警察等と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、町が警察や消防機関と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

### (2) 一時避難施設での対応

総務班は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて、本節第5の2「指定避難所の運営」に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

また、警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を町に提供する。 鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を町 に提供する。

# 3 外国人への支援

総務班は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。県及び(公財)栃木県国際交流協会は、災害時に町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターと連携し適切な支援を行う。

# 第10 広域避難

#### 1 住民の広域避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、町長は、市町相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

#### 2 県外避難者の受入れ

# (1) 初動対応

総務班は、大規模災害の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として本節第5の1「指定避難所の開設」に準じて避難所を開設する等、その受入れに努める。

### ア 受入方針の決定

総務班は県と調整の上、県外避難者を収容する施設(以下「県外広域避難所)

総則

共通編

復旧•復興

у Ц

害

応急対 対 (

災

原子力

震

第6節 避難対策

という。)の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

#### イ 避難所の設置

総務班は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を 設置する。

# ウ 避難所の運営

総務班、福祉班は、原則として本節 第5 2「指定避難所の運営」に準じて 県外広域避難所の運営を行う。

#### エ 避難環境の整備

総務班、建設班は、災害等の状況に応じて、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備に関する調整を行う。

#### ア) 町営住宅

- イ) 宿泊施設、旅館等
- ウ) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)

# (2) 避難者の支援

#### ア 県外避難者への総合的な支援

総務班は、県、自主防災組織、行政区、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、本節第4「避難勧告等の周知・誘導」から本節第7「こころのケア対策」に準じた県外避難者の支援に努める。

# イ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

総務班は、県、塩谷町社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、 県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域との コミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

# 第11 避難計画の作成

総務班は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、行政区、自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備を図る。

#### 避難計画における記載事項

- ① 避難予定場所の所在地、名称、概況、受入可能人員
- ② 避難のための準備、伝達の方法
- ③ 避難勧告、指示(緊急)の伝達方法
- ④ 避難経路、誘導方法
- ⑤ 避難所の開設、運営方法
- ⑥ 避難に必要な準備、携帯品
- ⑦ 要配慮者の避難支援の方法
- ⑧ その他必要事項

### 第12 被災者台帳の作成

総務班は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するた

総則

予防編

旧・復興

小害等

震

編

めに、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

糸貝

共 通 編

復旧•復興

头 ·

心 急 対 対

震災

資料

# 被災者台帳に記載する事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ その他必要事項

### 第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- 1 避難所開設の方法
- (1) 学校、公民館等の既存の建物を使用することを原則とするが、適当な建物がない場合は、野外に仮設した仮小屋、天幕等とする。
- (2) 災害状況により、町で受入れが困難な場合は、隣接市町へ受入れを委託する。
- (3) 公用令書により土地建物を使用する場合もある。
- 2 避難所に収容する被災者
  - (1) 住家が被害を受け居住の場所を失った者
  - (2) 現に被害を受けるおそれがある者

# 3 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から最大限7日以内とし、事情やむを得ない 場合に限り内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

# 4 避難所開設のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費は、 栃木県災害救助法施行細則(別表第1・第2)による。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

予防編

復旧・復

水害等

火山

火災・事故

震

災

原子和

# 第6の2節 広域ー時滞在対策

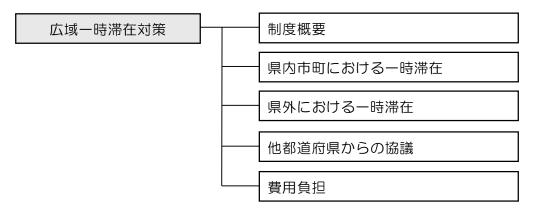
#### 【 実施機関 】

町	総務班
関係機関	県

# 【基本方針】

水害・台風、竜巻等風害・雪害により被災した住民の生命・身体を保護するため、 被災した住民の居住の場所を町域外に確保する必要があるときは、町は、県や防災関 係機関と連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

#### 【施策及び手順】



#### 第1 制度概要

町は、町域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在(以下「広域一時滞在」という。)の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在 (以下「県外広域一時滞在」という。)の必要があるときは、県に対し、その滞在 先の都道府県と被災者の受入れについて協議することを求める。

#### 第2 県内市町における一時滞在

- 1 被災した場合の町の実施事項
- (1) 総務班は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町(以下「協議先市町」という。)に、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示した上で協議する。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。
- (2) 総務班は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

学力

- ア 協議先市町からの通知の内容の公示
- イ 内閣府令で定める者への通知
- ウ 県への報告
- (3) 総務班は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置 を行う。
  - ア 協議先市町への通知
  - イ 内閣府令で定める者への通知
  - ウ 広域ー時滞在の必要がなくなった旨の公示
  - エ 県への報告

#### 2 受け入れる場合の町の実施事項

- (1) 町は、県から受入れに関する協議を受けた場合は、被災者を受け入れないことに ついて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるも のとし、被災者の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設(以下「公 共施設その他の施設」という。)を提供することができる。
  - ア 自らも被災していること
  - イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
  - ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が 十分に整備できないこと
  - エ その他個別災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 総務班は、(1)の正当な理由がある場合を除き、町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 総務班は、(2) の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (4) 総務班は、被災市町から1(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

#### 第3 県外における一時滞在

- 1 被災した場合の町の事項
- (1) 総務班は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域ー時滞在 (以下「県外広域ー時滞在」という。)の必要があると認めるときは、県に対して 他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体 的な被災状況、受入れを要する被災住民数、その他必要な事項を示す。
- (2) 総務班は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
  - ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

予防編

旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震

災

- イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 総務班は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
  - ア 県への報告
  - イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
  - ウ 内閣府令で定める者への通知

#### 第4 他都道府県からの協議

- 1 受け入れる場合の町の実施事項
- (1) 町は、県から受入れに関する協議を受けた場合は、被災者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れるものとし、他都道府県被災者の広域一時滞在の用に供するため公共施設(以下「公共施設その他の施設という。)を提供しなければならない。
  - ア 自らも被災していること
  - イ 被災者の受入れに必要となる施設が確保できないこと
  - ウ 地域の実情により要配慮書等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が 十分に整備できないこと
  - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 総務班は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その町域内において被災者を受入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 総務班は、(2) の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 総務班は、県から本県内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府政令で定める者に通知しなければならない。

# 第5 費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

- 2 災害救助法適用時
  - (1) 広域一時滞在実施時 県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。
  - (2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した 都道府県に対し救助に要した費用を求償する。 総則

通航編

共

復興

復旧

IJ L

応急対策 震

原子力

災

資料

# 第7節 救急・救助活動

#### 【 実施機関 】

町	総務班、福祉班、消防班
関係機関	県、塩谷広域行政事務組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、自衛隊

# 【基本方針】

総則

予防編

ĺΘ

復興

火山

火災·

事故

震

災

原子力

資料

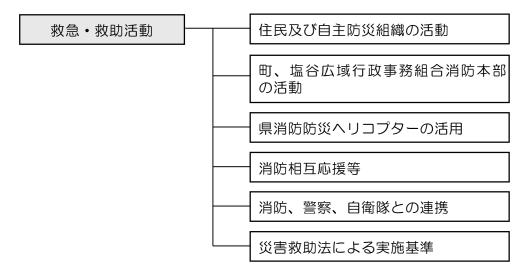
編

妏

共

被災した者に対し、町は県、警察、地域住民、自主防災組織、消防機関、自衛隊等 と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

#### 【施策及び手順】



# 第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時の交通路の遮断や同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

# 1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに塩谷広域行政組 合消防本部等の関係機関に通報する。

# 2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、 可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

#### 3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能 な限りこれに協力する。

# 第2 町、塩谷広域行政事務組合消防本部の活動

消防班、塩谷広域行政事務組合消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を 実施する。

### 1 救助活動の実施

(1) 災害発生時に消防職員、水防団員(消防団員)は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、 出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に 居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、市町村相互応援協定に基づき近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

# 2 救急活動の実施

- (1) 福祉班は、直ちに塩谷郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。
- (2) 医師、救急隊員等は、多数の傷病者が発生した場合はトリアージを行い、重症者から搬送する。
- (3) 福祉班、消防班は、重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、 後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救 急車等による搬送が困難と判断される場合は、県に対して県消防防災へリコプター、 ドクターへリ等による搬送を要請する。

# 3 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

#### 第3 県消防防災ヘリコプターの活用

1 緊急運航の内容

県消防防災へリコプターの緊急運航の内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 救急活動
  - ア 被災地等からの救急患者の搬送
  - イ 被災地等への医師、医療器材等の搬送
- (2) 救助活動

被災者の捜索、救助

- (3) 災害応急対策活動
  - ア被災状況等の調査、情報収集活動
  - イ 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の支援物資、人員の輸送

総則

通為編

共

復興

復旧

لا ا

火災・事故 震

原子力

災

第7節 救急・救助活動

ウ 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

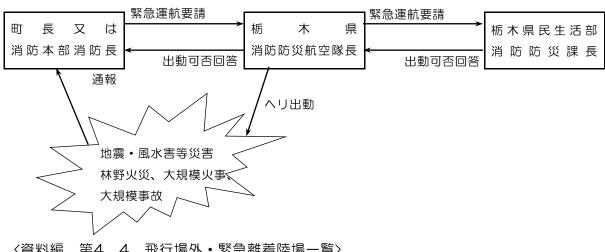
- (4) 火災防御活動
  - ア 林野火災等における空中消火活動
  - イ 被害状況調査、情報収集活動
  - ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (5) その他

災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

# 2 町長等からの緊急運航の要請

町長又は塩谷広域行政事務組合消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身 体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外 に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災へリコプターの緊急運航の要請を 行う。

# 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



第4 4 飛行場外・緊急離着陸場一覧> 〈資料編

# 3 ヘリコプター活動体制

県、総務班は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必 要な活動体制を整備する。

総務班は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場所等を確保し、安全対 策を図る。また、福祉班は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、 地上支援等の準備を行う。

# 第4 消防相互応援等

- 1 消防相互応援
  - 一つの消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県 広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。
- (1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

- 風-58 (204) -

総則

予防 通 編

ÍΘ 復興

火山

火災・

害

事故 震

災

県内全消防本部(局)による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県 広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

# ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制

要請手続:受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

# イ 第二次応援体制

一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制

要請手続: ①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関(宇都宮市消防局)と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

#### (2) その他の協定

その他の協定については、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

# 2 緊急消防援助隊

町の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、総務班は、 「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県を通じて国に緊急消防援助隊の派 遣を要請する。

#### (1) 要請手続き

- ア 町が被災し、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に 掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の 概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。
  - ア) 災害発生日時
  - イ) 災害発生場所
  - ウ) 災害の種別・状況
  - 工)人的、物的被害の状況
  - 才) 応援要請日時
  - 力) 必要応援部隊数
  - キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
  - ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
  - ケ) 指揮体制及び無線運用体制
  - コ) その他の情報(必要資機材、装備等) ※ク)~コ)については決定次第報告を行う
- イ 総務班は、県に連絡が取れない場合、直接、総務省消防庁に応援要請を行う。
- ウ 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、町からの 要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

総則

共通編

復旧•復興

기 니

害

原子力

災

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援 計画等に定めるところによる。

# 第5 消防、警察、自衛隊との連携

総務班、消防班は、災害応急対策活動にあたって、塩谷広域行政組合消防本部、 矢板警察署、自衛隊等と相互に連絡を取り合い、また災害対策に必要な情報を交換 するなど適切な連携のもとに、救出・救助活動を実施する。

# 第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

#### 1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

### 2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

### 3 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は、生きていることが明瞭であるようなとき。
- (3) 災害の発生が継続しているとき。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

予防

通

編

総則

復旧・復興

小害等

火山

火災・事故

震

原子

災

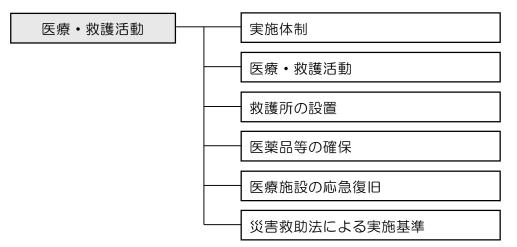
#### 【 実施機関 】

町	福祉班
関係機関	県、塩谷郡市医師会、日本赤十字社、矢板警察署、自衛隊、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会

#### 【基本方針】

災害発生時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

# 【施策及び手順】



# 第1 実施体制

福祉班は、被災者に対する医療助産の計画の策定と実施を行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

# 第2 医療・救護活動

福祉班は、医療救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により塩谷郡市医師会に出動を要請する。

多数の傷病者の発生が見込まれる場合等、町のみでは対応が十分できない場合、 県に協力を要請する。県は、災害状況を判断し、DMAT・LDMAT指定病院に対し て、DMAT・LDMATの派遣を要請する。

また、福祉班は、県、日本赤十字社栃木県支部、塩谷郡市医師会、警察、自衛隊等の関係機関・団体と相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

〈資料編 第2 1 官公庁等との協定(広域協定含む)〉

〈資料編 第2 2 民間等との協定〉

災

苡

原子力

第8節 医療・救護活動

#### 第3 救護所の設置

福祉班は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直 ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

1 救護所の設置者

救護所の設置は、原則として町(福祉班)が行う。

#### 2 設置場所

- (2) 妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関及び助産所を充てる。

#### 第4 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として町に備蓄されているもの若しくは医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬局・薬店等から調達する。

ただし、調達が不可能な場合は、福祉班は、応援協定に基づき県内他市町から調達し、あるいは県に要請して確保し、円滑な供給を図る。

〈資料編 第2 1 官公庁等との協定(広域協定含む)〉

〈資料編 第2 2 民間等との協定〉

# 第5 医療施設の応急復旧

福祉班は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うこととし、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

#### 第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

- 1 災害救助法による医療救護の基準
  - (1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的な処置をするもの。

(2) 内容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

- ア診療
- イ 薬剤、治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療、施術
- エ 病院、診療所への収容

総則

予防編

旧·復興

書等

火山

火災・事故

震災

原子力

# (3) 費用の限度

- ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等 の実費。
- イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。
- ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内。
- (4) 期間

災害発生の日から14日以内

# 2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

- (2) 内容
  - ア 分娩の介助
  - イ 分娩前、分娩後の処置
  - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- (3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内。

(4) 期間

分娩した日から7日以内

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

総則

共通編

復興

復旧

기 니

火災・事故 | 震災

担づけ

料編

共

編

#### 第9節 緊急輸送活動

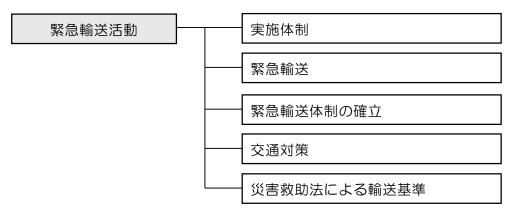
#### 【 実施機関 】

町	総務班、建設班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社) 栃木県タクシー協会

#### 【 基本方針 】

災害時における被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物 資等を確実、迅速に輸送するため、町は、県、防災関係機関と連携して、災害時の緊 急輸送対策を実施する。

## 【 施策及び手順 】



#### 第1 実施体制

被災者の輸送は、町が行う。町のみでは迅速かつ適切な輸送の実施が困難な場合 は、総務班は、県に必要な支援を要請する。

応急対策に必要な人員及び緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任 を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮し て行う。

#### 第2 緊急輸送

#### 1 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先 的に緊急輸送する。

- (1) 第1段階 救出救命期
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - ウ 町の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
  - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及 び物資
- (2) 第2段階 避難救援期
  - ア 上記 (1) の続行
  - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
  - エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階 応急対策期・復旧復興期
  - ア 上記(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
  - ウ 生活必需品

# 2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。
- (3) ヘリコプター等による輸送
- (4) 人力による輸送

# 3 輸送手段の確保

(1) 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため 自動車の確保を次のとおり行う。

- ア町有のもの
  - ア)総務班が稼働可能台数の掌握、配車を行う。
  - イ) 配車については、各班が自動車を必要とするときに総務班に要請を行う。
- イ その他のもの

各班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

ウ 県への要請

総務班は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達・あっせんを依頼する。

- 風-65 (211) -

- ア)輸送を必要とする人員、物資の品名、数量(重量)
- イ) 車両等の種類、台数
- ウ) 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- 工)集結場所、日時

総則

共通編

· 復 興

復旧

У Ц

事故一震

原子力

料

災

第9節 緊急輸送活動

オ) その他必要事項

# (2) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切 と判断した場合、総務班は、県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。 また、状況により、県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

# (3) 人力による輸送

災害により車両等の利用が困難な場合は、人力による輸送を行うものとし、輸送要員の確保は、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第18節「労務供給対策」による。

# 4 緊急通行車両の確認

災害時には、応急対策を的確かつ円滑に実施するため、県公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより、県災害対策本部から緊急車両を証明する標章(以下「標章」という。)及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

# (1) 明示事項

緊急車両の使用者は、交付を受ける場合は、緊急通行車両等確認申出書を提出する。

# (2) 指示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を携帯する。

〈資料編 第10 3 緊急通行車両等の確認申出書、確認証明書及び標章〉

# 第3 緊急輸送体制の確立

総務班は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、緊急輸送体制を確立する。

#### 1 緊急輸送道路の確保

建設班及び県、その他の道路管理者は、緊急輸送道路の維持保全に努め、通行不能箇所が発生した場合、関係機関と連携して速やかに道路の啓開を行うなど、災害時の緊急輸送道路として確保する。

緊急輸送道路が使用不可能となった場合は、指定道路に代わるべき町道、林道、 農道等を確保する。

災害が発生した場合には、建設班は効率的な緊急輸送が行えるよう、町内の県指定緊急輸送道路と町役場、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所など町の防災拠点とを結ぶ町道を優先して啓開する。

### 2 物資拠点の確保

総務班は、支援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、物資拠点を確保する。

予防編

旧・復興

害等

火山

火災・事故

震災

原子

# 物資拠点一覧

名 称	所 在 地	電話番号
塩谷中学校アリーナ	塩谷町大字飯岡1248	0287-45-8008
船生コミュニティセンター	塩谷町大字船生3733-1	0287-41-6101
大宮コミュニティセンター	塩谷町大字大宮1028-2	0287-46-0116

# 3 臨時ヘリポートの確保

総務班は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ 定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

〈資料編 第4 4 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

# 第4 交通対策

# 1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したときは若 しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁 止し、又は制限を行うことができる。

交通規制の実施にあたっては、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

# 交通規制の実施責任者

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 栃木県知事 塩谷町長		道路法 第46条第1項
	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている 場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行わ れようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
藝言		災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又 はその他の状況により必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
	数 病 亡	道路における交通が著しく混雑するおそれがある 場合。	道路交通法 第6条第2項
言祭	警察官	道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路 において交通の危険が生じるおそれがある場合。	道路交通法 第6条第4項

### 2 緊急交通路の確保

総務班は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、県、警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

第9節 緊急輸送活動

警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その 結果を相互に連絡するとともに、県及び町に連絡する。

### (1) 道路管理者

# ア点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検 を行い町及び警察署に連絡する。

#### イ 交通規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災 道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、警察署と協議し、区間を 定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

# ウ 道路啓開

緊急措置として、交通規制を行っている路線の道路啓開を行う。

優先順位は、以下のとおりである。

- ア) 緊急輸送道路に指定している路線
- イ)病院、総合支所、警察署及び消防署等の防災関係機関を結ぶ路線
- ウ) 主要な防災拠点に接続する路線

# (2) 警察

# ア 道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施する。

#### イ 区域規制

被災地の状況等に応じて、県、町、道路管理者と協議して区域規制を行う。

# ウ 交通規制

交通関係機関に報告のうえ、被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

# (3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

# (4) 交通規制の標識等の設置

警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、機関等を表示した標識等を設置する。

#### (5) 緊急交通路の周知

警察は、交通規制を実施したときは、直ちに町、県及びその他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図

予防 編

旧・復興

等

火山

火災・事故

震災

原子力

る。

# (6) 道路の交通機能の確保

### ア 路上の障害物の撤去

# ア) 実施責任者

道路管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、 除去した障害物については、責任をもって処理する。

# イ) 障害物の除去を優先に行う路線等

- a 緊急輸送を行ううえで重要な施設(緊急交通路等)
- b 住民生命の安全を確保するための重要施設(避難路)
- c 災害の拡大防止上重要な施設(延焼阻止のために消防隊が防御線をはる 道路)
- d その他災害応急対策活動上重要な施設

# ウ) 資機材の確保

建設班は、町の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、 器具等の資機材が不足したときは、速やかに調達する他、他の市町や県に応援 を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を 行う。

# エ)障害物の集積場所

建設班は、災害で発生した障害物のうち、廃棄するものについては、除去の 実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても 協力を得て、一時的に集積し、処理する。

# イ 放置車両や立ち往生車両等の撤去

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

# ウ 道路の応急復旧

### ア) 町の管理する道路

- a 建設班は、被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を 優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。 なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確 保に努める。
- b 建設班は、被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- c 建設班は、通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡すると ともに、報道機関を通じ広報する。

### イ) その他の交通施設

国道、県道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、町では被害 状況によって、連絡応援を行う。 絲則

通編

復興

復旧

у Ц

火災・事故

震災

子力

資料

第5 災害救助法による輸送基準 災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

- 1 対象
- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救助用物資の整理配分のための輸送
- 2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

# 3 実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

# 第10節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

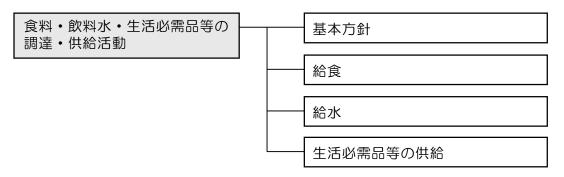
# 【 実施機関 】

町	産業班、住民班、建設班
関係機関	(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

# 【 基本方針 】

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、町は、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

# 【施策及び手順】



# 第1 基本方針

#### 1 実施体制

産業班は、災害時における食料の調達、供給体制を確立し、被災者等に対して円滑な食料の供給を図る。

食料供給の実施は、基本的に町長(本部長)が行う。ただし、町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他機関の応援を得て実施する。

### 2 季節への配慮

産業班は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意する。

#### 3 要配慮者への配慮

産業班は、特別用途食品(難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品)や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

### 第2 給食

#### 1 供給の対象

産業班は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。 なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。 通厕編

復旧

総則

水害等 等

У Ц

火災·事故 一

震災

資料炉

学力

通

編

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により米穀の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

# 2 主要食料の調達

産業班は、備蓄計画により備蓄している食料を放出し、被災者に配分する。町の 備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、食料の確保を図る。

# (1) 主食の調達

- ア 町内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。
- イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。
- ウ 前記ア、イによって不足する場合、応急食料の配給を知事に申請する。
- エ 災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、関係団体、製造・販売業 者等に玄米のとう精及び救助用握り飯の供給を依頼し、被災者、災害応急活動従 事者等に対して速やかに供給する措置を講じる。

# (2) 副食の調達

災害状況により必要と判断した場合は、町内食品販売業者から調達するが、不足等する場合は、応援協定に基づき、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

# (3) 調達時の留意事項

- ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する(高齢者に対して軟らかなもの、乳 児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど)。
- イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。
- ウ 要配慮者への配慮

要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(4) 米飯の炊き出しのための施設は、学校給食センター等、給食調理場の施設を必要により利用する。

# 3 食料の集積拠点の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料については、第9節「緊急輸送活動」第3 2「物資拠点の確保」で定めた集積拠点に保管するものとし、その所在地等を関係機関に周知する。

当該拠点に搬送された救援食料等は、住民班が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。なお、当該拠点に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期する。

# 4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

### (1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事ので きない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

# (2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

# ア 食料の確保

食料の確保については、本節第2の2「主要食料の調達」に定めるところによる。ただし、市町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

# イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

### (3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする(食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。)。

- ア 主食費(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)
- イ 副食費(調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない)
- ウ 燃料費(品目、数量について制限はない)
- エ 雑費(炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費)

# (4) 期間

災害発生の日から7日以内とする(被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給)。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

総則

共通編

復興

復旧

人 山

火災・事故

震災

学力

資料

#### 第3 給水

# 1 供給の対象

建設班は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、共有が可能な水道施設から、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

# 2 飲料水の確保対策

- (1) 建設班は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、自ら、 尚仁沢湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (2) 建設班は、応援給水の指示、連絡調整を行うとともに、応急用飲料水の衛生指導を行う。
- (3) プールの管理者は、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。
- (4) 建設班は、県と連携し、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

# 3 給水活動

- (1) 建設班は、水道施設の点検により供給可能な施設を確認後、給水班を組織して給水活動を行う。また、給水活動が広範囲にわたる等、人員を必要とする場合、災害対策本部に応援を要請して対応する。
- (2) 建設班は、被災市町から要請があった場合に、可能な限り応急給水活動を行う。
- (3) 県は、県や町の給水活動が十分に行えない状況になったときは、必要に応じて国、又は(公社)日本水道協会と協力して、他都県の水道事業管理者に対して応援給水要請を行う。
- 4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

建設班は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに 薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

# 第4 生活必需品等の供給

# 1 実施体制

被災者に対する生活必需品等供給の計画の策定、実施は、基本的に町長(本部長)が行う。

# 2 生活必需品の確保

# (1) 供給方針

産業班は、災害発生により生活必需品等を得られない者のために、当該物資の調 達等を行い、これらの物資を供給する。

# (2) 物資の確保

産業班は、備蓄計画により備蓄している生活必需品(毛布)を放出し、被災者に配分する。町の備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、生活必需品の確保を図る。

ア 町内販売業者等からの調達

産業班は、塩谷町商工会等に協力依頼して必要な生活必需品を調達する。

イ 応援協定に基づく調達

上記アでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に 基づき、他市町から必要な物資の供給を要請する。

ウ 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の放出等を要請する。

# (3) 調達時の留意事項

ア 被災者ニーズをできるだけ正確に把握(必要品目・量)し、重複等しないようにする。

- イ 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ウ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ 等を書いておく。

# 3 生活必需品の集積拠点の確保

県及び他市町等から搬送される生活必需品については、第9節「緊急輸送活動」 第3 2「物資拠点の確保」で定めた集積拠点に保管するものとし、その所在地等を 関係機関に周知する。

総務班、産業班は、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、当該拠点に搬送された生活必需品の仕分け、配分等を行う。

なお、当該拠点に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する。

### 4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

害

妏

学力

Ш

#### (1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

# (2) 内容

# ア 給(貸)与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア) 寝具(タオルケット、毛布、布団等)
- イ) 被服(洋服、作業衣、子ども服、肌着等)
- ウ) 身の回り品(タオル、靴下、サンダル、傘等)
- 工) 炊事用具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- 才) 食器(茶碗、皿、箸等)
- カ) 日用品(石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等)
- キ) 光熱材料(マッチ、プロパンガス等)
- ク)要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者等)の日常生活上の支援を行うため に必要な消耗器材(紙おむつ、ストーマ用装具等)

# イ 支給方法

物資の確保は、原則として県が行う。また、県が確保した物資について、本町までの輸送については、原則として県が行うが、被災者への支給は、主として、 町が実施する。

# (3) 費用の限度

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

### (4) 給(貸) 与期間

給(貸)与は、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

# 第11節 農地・農林業用施設等対策

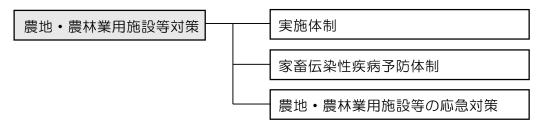
### 【 実施機関 】

町	産業班
関係機関	県、農地・農林業用施設管理者、土地改良区、農業協同組合、共済組合、森林 組合、矢板警察署

#### 【 基本方針 】

災害により被害を受けた農畜産物等の応急対策を円滑に実施するため、町は、県及 び農地・農林業関係団体等と連携して災害応急対策を実施する。

# 【施策及び手順】



# 第1 実施体制

農産物、農業施設等に対する凍霜害等の農業災害対策については、町長(本部長) の指示により、産業班が行う。

#### 第2 家畜伝染性疾病予防体制

産業班は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

1 家畜伝染性疾病予防実施体制 産業班は、被災地における予防対策を実施する。

### 2 応急対策の実施

産業班は、次の応急対策を実施する。

- (1) 家畜所有者等からの通報を受けた場合における被害状況の把握、県への通報
- (2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
- (3) その他必要な指示の実施

### 3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、第2部第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策 第12節「保健衛生活動」を準用する。

第11節 農地・農林業用施設等対策

# 第3 農地・農林業用施設等の応急対策

- 1 施設の点検、監視等
- (1) 施設の点検、監視

各施設管理者は、風水害、竜巻の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検・監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、 地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、排水機、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町(消防機関を含む)、矢板警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

# 2 被害状況の把握

産業班は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地・農林業用施設等の被害状況 を把握し、農業振興事務所及び矢板森林管理事務所に報告する。

# 3 応急対策の実施

- (1) 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。
  - ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
  - イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に 応じて土砂の除去、防護棚の設置等の応急工事を実施する。
  - ウ 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の 優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、 通行禁止等の措置を講じる。
  - エ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
  - オ 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員に よる巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。
- (2) 産業班及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

予防編

復旧・復

水害

火山

火災・事故

震

京子

災

# 第12節 保健衛生活動

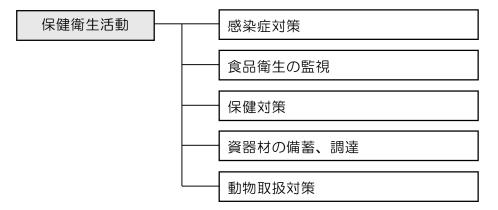
# 【 実施機関 】

町	福祉班、住民班、建設班、広報班、調査班、産業班
関係機関	塩谷郡市医師会、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会、日本赤十字会

### 【基本方針】

被災地における感染症の発生予防・まん延を防止し、被災者の健康を確保するため、町は、関係機関と連携して、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理(衛生及び死体の処理を含む。)を実施する。

# 【施策及び手順】



# 第1 感染症対策

### 1 実施体制

福祉班は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

# 2 町が実施する対策

#### (1) 体制の確立

福祉班は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、 県の組織に準じた組織を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆 除等を行う。

ただし、町のみで対処が困難な場合は、県、近隣市町、県北健康福祉センター等の関係機関に応援を要請するとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

#### (2) 物資の確保

福祉班は、消毒に必要な資材(作業着・マスク等)、噴霧器、薬剤の確保を行

総則

通編

<sub>-</sub> 野 カ

復旧

기 니

応急対 が 急対 策

震災

原子力

資料短

う。

(3) 健康調査、健康診断の実施

福祉班は、緊急度に応じて計画的に発病状況・健康調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

(4) 消毒の実施

福祉班は、井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

(5) 飲用井戸汚染対策

福祉班は、水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

(6) 予防対策の周知・指導

福祉班は、避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、チラシによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行う。

(7) 感染症発生時の対応

福祉班は、感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を実施する。

(8) 指定避難所等の生活環境の確保等

住民班、建設班は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

(9) 県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受ける。

# 第2 食品衛生の監視

災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を 排除することによって、安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止す る。災害時の食品衛生監視は県が行い、町はこれに協力する。

1 食品衛生の確保、監視班の派遣要請

町長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、臨時給食施設(避難所その他炊き出し施設)の実態を把握し、適切な措置を講じることによって被災者に対する安全で衛生的な食品の供給を行う。

また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、 同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

### 2 実施方法

(1) 避難所、被災住民に対する衛生指導

福祉班は、県及び関係機関と密接な連携をとりながら、避難所等の食品管理等の

総則

予防編

旧・復興

害等

火山

火災·事故

震災

学力

状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を 行う。

- ア 手洗いの励行
- イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認
- ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認
- エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択
- オ 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒
- カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保
- (2) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

福祉班は、県による営業許可施設の監視と不良食品の供給排除を受け、次のような対策を実施する。

- ア 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛
- イ 施設、機械、器具の洗浄消毒
- ウ 従事者の衛生管理(手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や 手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止)
- エ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保
- オ 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止
- カ 使用水の現場検査

# 第3 保健対策

1 健康調查、健康相談

福祉班は、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を巡回し、被災者の健康 状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮し、必要に応じて保健師 等による保健指導及び健康相談を実施する。

なお、健康状態の調査、把握にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

# 2 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得る。

このため、福祉班は、メンタルヘルスケアの対応を実施するため、必要に応じて 県に専門職員の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を実施する。

# 3 栄養指導対策

福祉班は食料の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は、被災者全般の 食事についてメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食 事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

町のみで対応が困難な場合は、県北健康福祉センター、近隣市町等の関係機関に 応援を求めて実施する。 総則

通編

**順** 

復旧

人山

急 対 策 震

原子力

災

第12節 保健衛生活動

また、福祉班は、県北健康福祉センター、関係団体等と連携して、避難所等での 巡回栄養指導・相談、支援などを行う。

# 第4 資器材の備蓄、調達

1 保健衛生用資器材の備蓄対策

福祉班は、感染症対策活動が円滑に行えるよう、必要とする資器材の円滑な供給を確保するため、あらかじめ取扱業者の協力を得て供給備蓄体制を整えておく。

福祉班は、大規模な災害発生時等における感染症対策活動に対応するため、消毒に使用する簡易噴霧器を備えておく。

# 2 調達計画

(1) 町内業者から調達

福祉班は、災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を 調査し、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達 する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、福祉班は、応援協定に基づき、協定締結市町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

# 第5 動物取扱対策

- 1 動物保護管理対策
  - (1) 実施体制

広報班、調査班、福祉班及び住民班は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

# (2) 実施対策

ア 町が実施する対策

- ア)動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- イ) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システム の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その 方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ)保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い 主への情報提供を行う。
- 力) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、

総則

予防編

旧・復興

害等

火山

火災・事故

震災

原子力

対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

# イ 飼い主が実施する対策

- ア) 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、 長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
- イ) 飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに 慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札 等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

# 2 死亡獣畜等の処理

# (1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜等の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫 上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。ただし、広 域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合には、県に協力を求めて適切な措置を 実施する。

# (2) 実施方法

# ア 町が実施する対策

産業班、住民班、福祉班は、必要により県の指導・助言を得て、又は協力を求めて、次の対策を実施する。

- ア) 死亡獣畜等の回収等適切な措置の実施
- イ) 死亡獣畜等の処理にあたっては、死亡獣畜等取扱場で死亡獣畜等の処理を行 うほか、状況に応じて次のように処理する。
  - a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却 又は焼却処理
  - b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に 限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

### イ 県が実施する対策

- ア) 死亡獣畜等の処理について指導、助言
- イ)必要と認めた場合、市町等と協力して適切な措置の実施

# (3) 処理方法

### ア埋却

死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

#### イ焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、 さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。) 通編

復旧•復興

Ц И

火災・事故 쿋

災

# 第13節 遺体の捜索・処置・埋葬

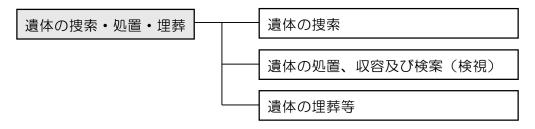
# 【 実施機関 】

	町	総務班、住民班、	福祉班、消	方班		
関係	系機関	県、矢板警察署、 主防災組織等	塩谷消防署、	塩谷郡市医師会、	日本赤十字社栃木県支部、	自

#### 【 基本方針 】

災害時において、死者、行方不明者が発生した場合、町は防災関係機関と相互に連携し、死者、行方不明者の捜索、処置、埋葬を速やかに行う。

# 【施策及び手順】



# 第1 遺体の捜索

遺体(災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者)の捜索は、原則として町長が警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施する。

#### (1) 町が実施する対策

消防班は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を警察、消防機関、自主防災組織等と協力して捜索する。

なお、町だけでは対応が困難である場合は、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

- ア 行方不明者の届出の受理は、総務班において取り扱う。届出の際は行方不明者 の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、 書面による通知が困難な場合は、電話等をもって連絡する。
- イ 捜索は消防班が警察と協力し、捜索班及び作業班を編成し実施する。また、被 災の状況により、自治会等に協力を要請し、地域住民の応援を得て実施する。
- ウ 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の捜索中遺体を発見したときは、総務 班及び矢板警察署に連絡するとともに身元確認を行う。
- (2) 災害救助法による実施基準 災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

# ア対象

総則

予防編

共

復旧・復興

小害等

火山

災

火災・事故

震災

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

# イ 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び 燃料費として当該地域における通常の実費

# ウ期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

# 第2 遺体の処置、収容及び検案(検視)

### 1 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として福祉班が、県、矢板警察署、日本赤十字社栃木県 支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

# 2 遺体の処置、検案(検視)

- (1) 遺体の処置及び検案(検視)にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する。
- (2) 塩谷郡市医師会、日本赤十字社栃木県支部等の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

#### 3 遺体の収容、安置

# (1) 身元確認

総務班は、矢板警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

- (2) 遺体収容(安置)所の開設
  - ア 消防班は、捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。
  - イ 福祉班は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を 収容するため、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適当な場所を選定し、遺体 収容(安置)所を開設する。

また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

- ウ 遺体収容(安置)所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとと もに、遺体収容のための適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを 開設する。
- (3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

総則

通編 復旧

共

か書等

山火災

事故 震災

妏

原子力

第13節 遺体の捜索・処置・埋葬

#### ア対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する 処置(埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり)を行うことができない 場合に行うものであること。

### イ 内容

- ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ)遺体の一時保存
- ウ)検案

# ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

- ア)遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。
- イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりである。
  - a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費に ついて通常の実費の額
  - b 遺体の一時保存のため既存建築物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。
  - c 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以 内とする。

# 工 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

# 第3 遺体の埋葬等

#### 1 実施体制

災害の際に死亡した者に対して、その遺族等が混乱のため埋葬を行うことが困難 な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬 を行う。

# 2 埋葬の実施方法

住民班は、次の方法により遺体の埋葬を行う。

- (1) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- (2) 災害発生により火葬場が不足した場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県と協力して応急仮設火葬場を設置する。

予防編

旧·復興

害等

火山

火災・事故

震災

原子力

- (3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- (4) 遺体を土中に葬る場合は、所要の地積を確保する。
- 3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

(1) 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

(2) 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

- ア 棺(付属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

- (4) 遺体が法適用外の他市町に漂着した場合
  - ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に 連絡して引き取らせるが、法適用市町が、混乱のため引き取れない場合、漂着し た市町が埋葬(費用は県負担)する。
  - イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、前記アに準じて実施する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

総則

通編

復旧•復興

لا ال

応急対 気

災

学力

資料炉

# 第14節 障害物等除去活動

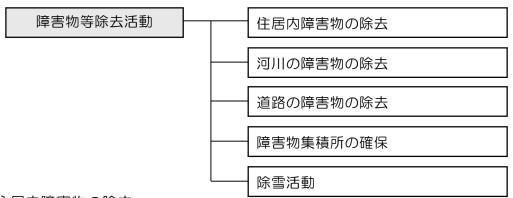
# 【 実施機関 】

⊞	建設班
関係機関	関東地方整備局、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社) 栃木県タクシー協会、自主防災組織

### 【基本方針】

災害により、土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、一時的に居住できない者に対して、障害物の除去を行うとともに、河川及び道路の障害物の除去を行い、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに、被災者の保護と生活の安定を図る。

### 【施策及び手順】



# 第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

建設班は、住民に対し、家屋等に流れこんだ土石、竹木等の障害物の除去に関する広報、情報提供を行う。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施する。

建設班は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災 組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、 ボランティアの協力を求める。

# 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

# (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入りが困難な状態にあり、かつ自らの資力では 当該障害物を除去することができない者。

# (2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

総則

予防編

共

復旧•復興

害等

火山

火災・ 事故

震災

原子力

# (3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定める額以内。

#### (4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため 当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受 けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

# 第2 河川の障害物の除去

# 1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者(町長)が実施する。

# 2 実施方法

河川管理者及び水防管理者(町長)は、適切な判断を行い、速やかに障害物の除去を実施する。

# 第3 道路の障害物の除去

#### 1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は町内建設業者に 委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

#### 2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

### 第4 障害物集積所の確保

各関係機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障 のない場所に十分な集積所を確保しておく。

### 第5 除雪活動

# 1 家屋等の除雪活動

建設班は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の積 雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施する。

建設班は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災

総則

共通編

復旧•復興

人 山

火災・事故

災

学力

震

資料

組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼び掛ける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

# 2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等については、管理者は必要に応じ、地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼び掛ける。

総則

井 通 編

復旧・

復興水

火山

災

が 急 対

震災

原子力

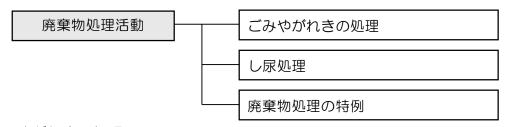
# 【 実施機関 】

町	総務班、住民班、福祉班
関係機関	エコパークしおや、しおやクリーンセンター

# 【基本方針】

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、町は、関係機関と協力して、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の災害廃棄物を適正に処理する。

# 【施策及び手順】



# 第1 ごみやがれきの処理

# 1 実施体制

# (1) ごみの処理体制

- ア 住民班は、災害により発生した一般ごみ、粗大ごみ等の処理を実施する。処理 にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない 方法で迅速に処理する。
- イ 特に甚大な被害を受けた場合においては、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」(以下、「相互応援協定等」という。)に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

# (2) がれきの処理体制

- ア 住民班は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、 コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最 終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、 廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- イ 住民班は、廃棄物の処理に必要な人員及び収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、県に応援を要請する。

#### 2 排出量の推計

住民班は、災害により発生する廃棄物等について、平常時における処理計画を勘案して災害廃棄物等の排出量を推計し、その対策を策定する。

総則

通編

復興

復旧

火山

火災・事故

震災

資 料

学力

# 3 収集運搬

- (1) 住民班は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町村に人員、器材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等については、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるため、住民班は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
- (3) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、町が収集処理を行う。
- (4) 住民班は、生活ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収 集が行われるようにその体制の確立を図る。

# 4 ごみ処理の留意事項

住民班は、ごみ処理にあたっては、ごみの種類ごとに次の対応方針に基づき、適正に処理する。

# (1) 可燃物

- ア 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。
- イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。
- ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、 露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

#### (2) 不燃物

- ア 金属等の資源物は、分別して再生利用する。
- イ その他の不燃物は、最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

# (3) がれき

- ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- イ 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。 なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュア ル」(平成29年9月環境省)等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流 出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。
- ウがれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。

# 5 避難所の廃棄物対策

住民班、福祉班は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

### 6 近隣市町、関係団体等との協力体制の整備

- (1) 住民班は、相互応援協定等に基づき、近隣市町、関係団体と協力して災害廃棄物等の処理を行う。
- (2) 住民班は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、

建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

# 7 国庫補助制度の積極的活用

被災状況が深刻で、本町単独の財政支出のみでは処理が困難な場合等は、国の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金等を活用し、適切な処理を図る。

# 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

項目	内 容
対象事業	市町村(一部事務組合を含む)が災害、その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難施設等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法(1947年法律第118号)に基づく避難施設の開設期間内のもの
補助率	1/2
その他	対象事業費の本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別地方交付税 の措置がなされ、実質的な負担は1割強程度となる。

# エネルギー回収型廃棄物処理施設の概要

項目	内 容
施設名称	エコパークしおや エネルギー回収型廃棄物処理施設
所在地	栃木県矢板市安沢3640
構成市町	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
敷地面積	36,117.35㎡(マテリアルリサイクル推進施設含む)
処理能力	114 t /日(57 t /24h×2炉)
処理対象	ストーカ式燃焼炉(可燃ごみ・可燃性粗大ごみ)
稼働年月	令和元年10月

# マテリアルリサイクル推進施設の概要

項目	内 容
施設名称	エコパークしおや マテリアルリサイクル推進施設
所在地	栃木県矢板市安沢3640
構成市町	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
敷地面積	合棟のためエネルギー回収型廃棄物処理施設に含む
処理能力	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ(12 t /5h) 資源びん(6 t /5h) ペットボトル(2 t /5h)
処理対象	破砕処理:鉄、アルミ、不燃物、可燃物 手選別処理:資源びん 圧縮処理:ペットボトル
稼働年月	令和元年10月

# 1 実施体制

住民班は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、 収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

処理にあたっては、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合等においては、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

# 2 排出量の推計

住民班は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

# 3 収集運搬

- (1) 住民班は、必要により相互応援協定等に基づき、県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。
- (2) 住民班は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

# 4 し尿処理の留意事項

住民班は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

# し尿処理施設の概要

項目	内 容
施設名称	しおやクリーンセンター
所在地	栃木県矢板市安沢3622番地1
構成市町	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
敷地面積	12,121m <sup>2</sup>
処理能力	110 kl∕⊟
処理方式	高負荷脱窒素処理方式(流動床システム)+高度処理
竣工	平成10年11月

# 第3 廃棄物処理の特例

### 1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用

復旧・復興

小害等

火山

火災・事故

震

原子

災

される特例的な廃棄物処理特例基準に基づき、廃棄物処理を実施する必要がある。

総務班、住民班は、環境大臣が特例地域として町域を指定した場合には、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

# 2 留意事項

総務班、住民班は、廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者等により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかに事業者等に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

# 第16節 文教施設等応急対策

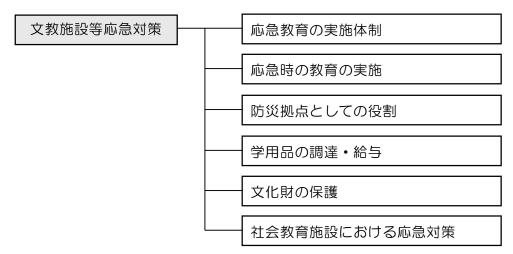
# 【実施機関】

町	教育班
関係機関	公立学校、社会教育施設

# 【基本方針】

災害時の児童生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講じる。

# 【施策及び手順】



# 第1 応急教育の実施体制

# 1 実施体制

町立の学校における災害応急教育、避難、学用品の調達等に関する対策は、基本的に町長(本部長)が実施する。

# 2 校長の応急措置

校長は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、あらかじめ定めている学校 安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- (1) 児童生徒、教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- (2) 災害の規模や児童生徒、教職員、施設整備の被害状況を速やかに把握し、教育班又は県教育委員会に報告する。
- (3) 災害時の状況により、教育班と連携のうえ、臨時休業、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童生徒等の安全確保に努める。

予防編

共

復旧·復興

小害等

火山

火災・事故

震災

原子

# 第2 応急時の教育の実施

# 1 教育施設の確保

(1) 教育班は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

# 災害の程度に基づく応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	<ul><li>(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い 学校、公民館等公共施設</li><li>(2) 応急仮校舎</li></ul>
町内大部分についての災害を受けた場合	隣接市町の学校、公民館等公共施設

(2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能(1週間以上)による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は仮教室が住民の避難所として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童 生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

# 2 教職員の確保

教育班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は学校内で操作する。
- (2) 災害を免れた学校の教職員等を適宜被害の受けた学校に派遣し、教育の正常化に 努める。
- (3) 被災の状況がひどく、(1)、(2)によることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。

### 第3 防災拠点としての役割

避難所等という防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、体育館等の 長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

# 第4 学用品の調達・給与

教科書については、栃木県教科書供給所を通じて、当該会社から必要冊数を取り 寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に町長が行う。災害救助

総則

通編

12月

復旧

人山

火災・ 事故

災

学力

震

資料經

第16節 文教施設等応急対策

法による学用品給与の基準は、次のとおりである。

# 1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

# 2 内容

総則

予防

ÍΘ

Ш

火災・

事故

震

災

資

料

編

通

編

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

# 3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

# (1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

#### イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

#### (2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

### 4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

### 第5 文化財の保護

1 災害発生の措置(通報)

文化財所有者(防火管理者を置くところは防火管理者)を通報責任者として、災

害が発生した場合には直ちにその被害状況を通報する。

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は、町教育委員会教育長とする。通報を 受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

教育班は、災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を 現地に派遣する。

また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県教育委員会に報告する。

〈資料編 第9 3 指定文化財一覧〉

# 第6 社会教育施設における応急対策

# 1 応急措置

施設の管理者は、防災計画(危機管理マニュアル)等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し教育班に報告する。

総則

共通編

復旧·復興

빗 Ll

応急対 対 (

災 原子力

震

# 第17節 住宅応急対策

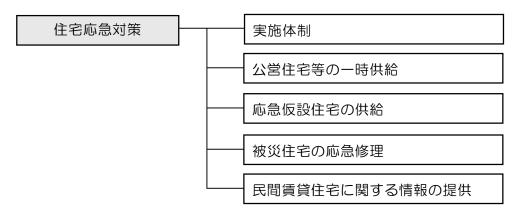
# 【 実施機関 】

町	建設班
関係機関	県、(一社)栃木県建設業協会

# 【基本方針】

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び応急処理を実施し、被災者の一時的な居住の安定を図る。

# 【施策及び手順】



### 第1 実施体制

# 1 実施体制

被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の修理は、基本的に町長(本部長)が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に、実施に必要な要員や建築資機材の供給等応援を要請する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

# 2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合には、応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げることにより供給する。

### 第2 公営住宅等の一時供給

#### 1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。

火山

総則

予随

復旧

復興

編

災

- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

# 2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 建設班は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内で確保できない場合、県は町の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び県内他市町の公営住宅等のあっせんを行う。

# 第3 応急仮設住宅の供給

1 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。 なお、供給にあっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

(1) 対象

本節第2の1「対象」に掲げる対象者に同じ。

(2) 内容

ア 設置予定場所

町は、建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告する。

イ 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、 その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難 な場合は関東森林管理局又は国の非常(緊急)災害対策本部に協力を要請する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

# (4) 期間

ア 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。 ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

イ 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間(3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年)以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

建設班は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請する。

通 原

総則

復興

復旧

기 니

火災・事故 震

災原子力

資料炉

第17節 住宅応急対策

3 応急仮設住宅の運営管理

建設班は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

#### 1 対象

- (1) 一部損壊、半壊又は大規模半壊の被害を受けて、自己の資力では応急修理ができないこと。
- (2) 応急修理を行うことによって、避難の必要がなくなること。
- (3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅を利用しないこと。

#### 2 内容

町は、業者活用等により周知を実施する。

# 3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

## 4 期間

応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

## 第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

## 1 対象

被災者(自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者)

#### 2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、協 定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、町と連携し被災者に提供する。

旧・復興

等

火山

火災·事故

震災

原子力

# 第18節 労務供給対策

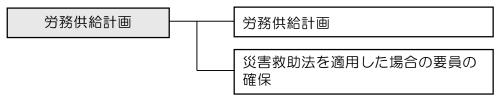
## 【 実施機関 】

町	総務班
関係機関	県、矢板公共職業安定所等

# 【 基本方針 】

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

# 【施策及び手順】



# 第1 労務供給計画

# 1 要員の確保

総務班は、災害時における必要な要員の確保について、配分及び矢板公共職業安定所等との連絡を行う。

各班は、労働者を必要とする場合、次の事項を明示し総務班を通じて、関係機関 に依頼し雇用する。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) 労働者の輸送方法
- (8) その他必要な事項

## 2 要員の確保が困難な場合の対応

- (1) 総務班は、町内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。
  - ア 相互応援協定等に基づく他の市町に対する応援要請
  - イ 県への要員確保依頼
  - ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求
- (2) 総務班は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

総則

共通編

復旧•復興

И Ц

害

応急対策

原子力

総務班は、町、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により、矢板公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

労働者の雇用による要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、知事又は町長が行う。

# 1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、県又は町が雇用する者。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その他救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の捜索
- (6) 遺体の処置(埋葬を除く。)
- (7) 救済用物資の整理配分
- (8) 炊き出しその他による食品の給与

## 2 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

#### 3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間(ただし(1)については1日程度)。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された 場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、 必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇 用期間のみ延長する。

〈資料編 第9 1 災害救助法施行細則〉

〈資料編 第9 2 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

総則

予防編

旧・復興

小害等

火山

火災・事故

震災

原子和

# 第19節 公共施設等応急対策

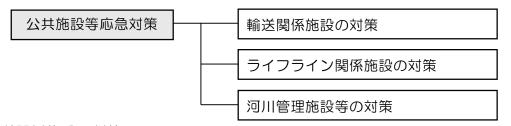
## 【 実施機関 】

町	総務班、広報班、建設班
関係機関	輸送関係施設、ライフライン関係施設、河川管理施設等

# 【基本方針】

災害による道路、上・下水道、電力施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は 軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対 策を実施する。

# 【施策及び手順】



# 第1 輸送関係施設の対策

# 1 道路施設

# (1) 災害情報の収集

総務班、建設班は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- ア 道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報(第三者 被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む)の収集に努める。
- イ 矢板土木事務所、矢板警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、町内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。
- ウ 必要に応じて県に消防防災ヘリコプター等の運航を要請し、災害情報収集の迅速化を図る。

## (2) 被害情報の伝達

- ア 総務班、建設班は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を 県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- イ 総務班、建設班は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路 管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

## (3) 応急措置

## ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細 な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

## イ 交通規制

総則

共通編

· 復 興

復旧

لا ا

火災・事故

震災

学力

第19節 公共施設等応急対策

交通の危険が生じると認められる場合は、矢板警察署等関係機関と調整を図り、 通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置 する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

# ウ 交通の確保

総則

予防

ÍΘ

復興

Ш

火災・

事故

震

災

資

料

編

共

通

編

建設班は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復 旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

## エ 二次災害の防止

建設班は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、 必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防 止に努める。

## オ 道路情報の提供

建設班は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

## 第2 ライフライン関係施設の対策

# 1 水道施設

# (1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

## (2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

#### ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

## イ 送配水管等の復旧手順

#### ア)水道施設の復旧

応急復旧作業は、取水施設から浄水施設、配水池の順に復旧し、配水池確保 水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

# イ) 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署に 通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

#### ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

## 工 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

# (3) 広報

建設班、広報班は、あらかじめ広報紙等で給水場所を住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に 関する不安解消に努める。

## (4) 応援の依頼

建設班は、水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

# 2 下水道施設

## (1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

## (2) 応急措置

- ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。
- イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、 次の事項について復旧計画を策定する。
  - ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討
  - イ) 復旧資材、作業員の確保
  - ウ) 技術者の確保
  - 工) 復旧財源の措置

## 3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

## (1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、被害情報、停 電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連 通編

復旧•復興

у Ц

(災・事故 | 震

原子力

災

第19節 公共施設等応急対策

絡、住民への広報に努める。

## (2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

## イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

## ウ 危険予防措置

県、警察、町及び消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じる。

#### エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行う。

### オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、恒久的復旧工事との関連及び緊急 度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

ア)発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

### イ)送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速 に行う。

#### ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

# 工) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

## 才) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

## (3) 広報

東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

## 第3 河川管理施設等の対策

総務班、建設班は、災害発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によ

総則

予防編

旧・復興

害等

出

火災・事故

震災

原子力

って発生する水害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、 広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

建設班は、豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施 し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者(町長)は、直ちに矢板土木事務所長に報告し、矢板 土木事務所長は、県水防本部長に報告する。

- ア 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。
- イ 水防団(消防団)が出動したとき。
- ウ 水防作業を開始したとき。
- エ 堤防等に異常を発見したとき(これに関する措置を含む。)。
- (2) 出動及び水防作業
  - ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者(町長)は、次の場合において、消防団に非常配備を指示する。

- ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- イ) 水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合
- ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合
- イ 本部員の非常配備

水防管理者(町長)は、あらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ消防機関

ア)待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうる状態におく。

#### イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報 (準備)の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の 要領は、次のとおりである。

- a 消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合する。
- b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。
- c 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の 開閉準備をする。
- ウ) 水防管理者(町長)が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に 従い、直ちに警戒配備に配置する。

# 2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、総務班は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

共通編

復

復旧

IJ Ц

火災・事故 | 震

原子力

資

料

災

# 第20節 危険物施設等応急対策

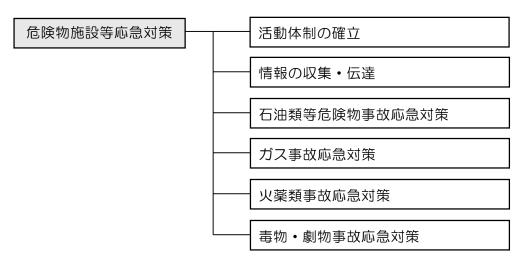
## 【 実施機関 】

町	総務班、広報班、消防班
関係機関	危険物取扱事業所、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署

# 【基本方針】

災危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏えいすることによる二次災害の発生及び被害拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な対応対策を実施する。

## 【施策及び手順】



# 第1 活動体制の確立

総務班は、町域内に危険物等の事故災害が発生した場合、状況により災害対策本部を設置し、消防機関等関係機関と連携して、応急対策活動を実施する。

#### 第2 情報の収集・伝達

# 1 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

# 2 町及び塩谷広域行政組合消防本部の情報収集・伝達

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、町域内で「栃木県火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する危険物等事故災害が発生したときは、同要領に定めるところにより、速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に(直接即報に該当する場合は、国(総務省消防庁)にも)報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、塩谷広域行政組合消防本部への通報が殺到したことを承知した場合は、その状況を直ちに県及び国(総務省

消防庁)へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

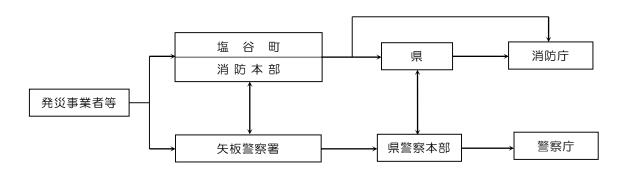
〈資料編 第10 2 栃木県火災・災害等即報要領報告様式〉

# 第3 石油類等危険物事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、石油類等危険物事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

# 1 情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。



# 2 危険物取扱事業所等の火災・爆発応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期 消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

# 3 町の火災・爆発応急対策

総務班、広報班は、被害の状況により、矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

## 4 危険物取扱事業所等の漏洩応急対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立

総則

通編

水害

復旧

人 山

応急対策

原子力

災

資料炉

第20節 危険物施設等応急対策

する。

- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主 防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により 危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

## 5 河川管理者等の漏洩応急対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに、必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

## 6 町、消防機関の漏洩応急対策

- (1) 消防班、塩谷広域行政組合消防本部は、土のう設置により危険物等の河川等への 流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状 を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、 吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (2) 総務班、広報班は、被害の状況により矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒 区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

〈資料編 第5 3 危険物施設一覧〉

#### 第4 ガス事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、ガス事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。

総則

予防編

復旧·復興

水害

火山

火災・事故

震

原子

災

## 2 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

- (1) 速やかな応急措置の実施
  - ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器 のバルブ閉止等の広報を行い、消防班、塩谷広域行政組合消防本部、警察と連携 のもと適切な措置を講じる。
  - イ 販売事業者等は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断 等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、塩谷広域行政組合消防本部、 警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。
- (2) 応援・協力
  - ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に 応援、協力する。
  - イ (一社)栃木県LPガス協会各支部内での対応が困難な場合は、同協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。
  - ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
  - エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、塩谷広域行政組合消防本部、警察署等 防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

# 3 町、消防機関の対策

- (1)総務班、広報班は、被害の状況により矢板警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防班、塩谷広域行政組合消防本部は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (3) 消防班、塩谷広域行政組合消防本部は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

総則

共通 編

復旧•復興

火山

応急対策

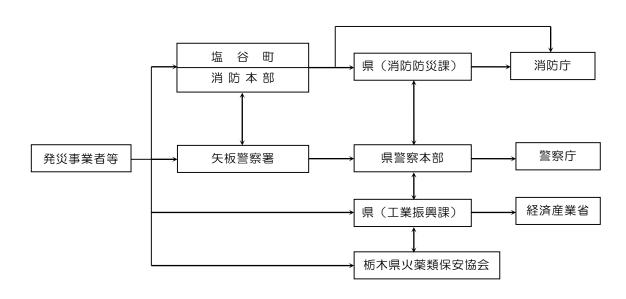
災

# 第5 火薬類事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、火薬類事故発生時の情報収集・伝達を 迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

## 1 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。



# 2 火薬類事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等は、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は、廃棄する。

#### 3 町の対策

総務班は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に 応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県 に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

# 第6 毒物・劇物事故応急対策

消防班及び塩谷広域行政組合消防本部は、毒物・劇物事故発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

## 1 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。

予防編

共

旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震

妏

原子-

災

# 2 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、塩谷広域行政組合消防本部、矢板警察等へ通報する。
- (2)漏えい、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

## 3 町の対策

総務班は、状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の 設定等の措置を講じる。

〈資料編 第5 4 毒物劇物製造(販売)業等登録状況〉

総則共

通影協

興水

復旧

火山

災

害

応急対 無数 無数

震災

原子力

資料炉

# 第21節 広報活動

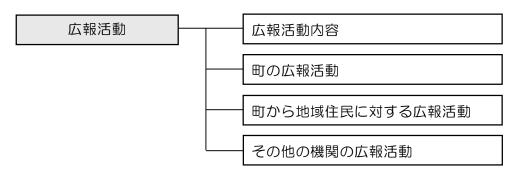
## 【実施機関】

町	広報班、福祉班
関係機関	県、防災関係機関

## 【基本方針】

災害時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、町は、県 や防災関係機関と相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

## 【施策及び手順】



## 第1 広報活動内容

## 1 広報の内容

広報班、県及び防災関係機関は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他町及び関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

• 復 興

寸

火山

火災・事故

震災

## 2 広報の方法

広報班は、町が所有する防災行政無線等の広報手段、その他利用可能な広報媒体 を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

また、状況によっては報道機関に協力を要請し、情報提供を行う。

# 第2 町の広報活動

- 1 災害時の広報体制
  - (1) 災害情報等の提供の一元化

広報班は、住民に提供する災害情報等の正確を期するとともに、その錯綜等を避けるために確実な情報の収集と情報提供の一元化を図る。

(2) 広報部の措置

広報班は、次の3つの担当を編成し、それぞれ次の業務を行う。

ア 報道担当

報道機関への災害情報等の提供と災害対策本部との報道に関する連絡調整

イ 住民担当

住民からの電話等による問い合わせ・要望・相談等に対する対応

ウ 広報担当

各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

(3) 相互連絡体制の確立

広報班は、適時適切な広聴広報活動を期するため、各班、県、その他関係機関との緊密な連携と相互連絡を図る。

- 2 住民に対する災害情報等の提供
  - (1) 報道機関に対する災害情報の提供
    - ア 広報班は、収集した災害情報や町の応急対策等について、その都度速やかに報 道機関に提供する。

特に、多くの住民に視聴が期待される県内の放送事業者(日本放送協会宇都宮放送局、(株)とちぎテレビ、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木)との連携に努める。

なお、必要な場合、栃木県政記者クラブ非加盟の報道機関(県内ケーブルテレビ放送事業者、他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等)に対しても、同様の災害情報等を提供する。

イ 一元的な情報の提供

情報等の混乱を避けるため、広報班が一元的な窓口となり、適切な対応に努め、 報道機関への災害情報の発表は災害対策本部が行う。

(2) ワンストップ相談窓口の開設

ア 広報班は、必要に応じて、庁舎内又は現地に「ワンストップ相談窓口」を設置 し、各種情報に基づき、住民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて 住民からの要望・苦情等を各班・防災関係機関等に伝達し、適切な対応に努める。 総則

共通編

復興

復旧

니 기

火災・事故 震

原子力

料

災

イ 「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保するとともに、職員を配置する。

## (3) 要配慮者等への配慮

- ア 広報班は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種 広報手段を活用する。
- イ 広報班、福祉班は、聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団 体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援に当たっては、障がいの程度(全盲、弱視、聞こえの状態など)に応じた提供方法(点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など)による情報支援に努める。

ウ 広報班は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等 に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

## (4) 各種広報手段の活用

広報班は、住民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに周知するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- ア 被災地や避難所等へ町有車両(放送設備を有する車両等)を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握、要望・苦情の収集を実施
- イ 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施
- ウ 避難所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
- エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布 なお、聴覚障がい者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、 点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付
- オ 各種情報の新聞広告掲載
- カ テレビ、ラジオを通しての情報提供
- キ 電光掲示板等による情報提供
- ク ホームページやメール等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- ケアマチュア無線免許を保有する者の支援を得て、情報の収集や提供を実施
- コ ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

## 3 災害時における報道要請

町は、大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行う。また、町は、県を通じて、県の協定締結報道機関に対して報道要請を行う。

- (1) 警報の発令・伝達、避難勧告、避難指示(緊急)
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧

- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

# 4 記録写真等の収集

広報班は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

# 第3 町から地域住民に対する広報活動

広報班は、住民生活の混乱を防止するため、関係機関との連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、町防災行政無線等の個別伝達システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

# 第4 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、町、その他関係機関との連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

総則

共通編

與 水

復旧

Ц И

火災

害

対策編

原子力

災

資料炉

# 第22節 自発的支援の受入

## 【 実施機関 】

町	福祉班、調査班、出納班
関係機関	県、塩谷町社会福祉協議会、日本赤十字社

# 【基本方針】

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、町は、社会福祉協議会等関係機関と適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

## 【施策及び手順】



# 第1 ボランティアの受入・活動支援

- 1 災害時のボランティアの活動内容災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。
  - (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
  - (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
  - (3) 医療、看護
  - (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
  - (5) 清掃、保健衛生活動
  - (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

# 2 ボランティア活動の支援調整

福祉班は、県及び社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

福祉班、塩谷町社会福祉協議会は、塩谷町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動希望者等に対して広く情報発信を行う。

予防編

旧・復興

害等

また、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても適切に対応する。

(2) 災害ボランティアセンター活動の支援

福祉班は、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報等や活動に必要な拠点、資機材を提供するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、住民やボランティアへの周知を図る。

(3) ボランティアとの協働による県外からの避難者の支援体制の整備 福祉班は、他県から本県への避難が長期化する場合には、ボランティア団体、N PO、社会福祉協議会、企業等の支援者によるネットワークを構築し、避難者への 情報提供、交流機会の提供、生活物資の調達・供給、各地域での情報ステーション や交流サロンの設置、見守り、避難者の自治組織の構築などの支援を行う。

## 第2 義援物資・義援金の受入・配分

- 1 義援物資の受入
  - (1) 義援物資の受入
    - ア 調査班は、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により、義援物資に関する対応方針の周知徹底を図る。
    - イ 調査班は、義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援 物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。
    - ウ 義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、 適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対 策が終了するまで定期的に更新する。
  - (2) 義援物資の需給調整と情報発信

調査班は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

# 2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、出納班、県、日本赤十字社栃木県支部、町社会福祉協議会、各報道機関、義援金受付機関等による義援金配分委員会を構成し、実施する。

(2) 義援金の受入

義援金は、出納班で受け入れ、一時管理を行う。配分委員会が設置された後は、 配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則と して出納班が配分する。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

震

災

# 第23節 孤立集落支援対策

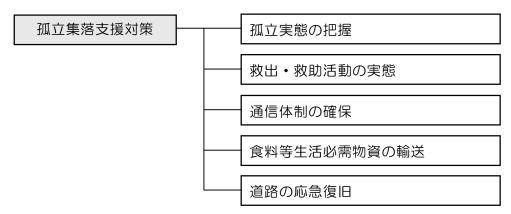
## 【 実施機関 】

町	総務班、建設班
関係機関	県、防災関係機関、自主防災組織

# 【基本方針】

町は、災害に起因する土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立状態となった 集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

## 【施策及び手順】



# 第1 孤立実態の把握

総務班は、県と連携し、平常時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき、各地域と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の自治会長、自治防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

# 第2 救出・救助活動の実施

総務班は、県と連携し、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

# 第3 通信体制の確保

総務班は、県と連携し、通信途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

#### 第4 食料等生活必需物資の輸送

総務班は、県と連携し、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

共

復旧・

水害

復興

火山

火災・事故

震災

原子力

# 第5 道路の応急復旧

総務班、建設班は、県と連携し優先して道路復旧を実施し、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

総則

共 通 編

復旧・復興

災山

応急対 気

震災